

2026.7.24 令和 8 年度
第 1 回防府市環境審議会 資料

防 府 市 環 境 基 本 計 画

(第 3 次)

中間年度 見直し (案)

令和9年3月

防 府 市

目 次

第1章 計画の基本事項

1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	計画の位置付け	3
1-3	計画の範囲	3
1-4	計画の期間	3
1-5	中間年度における施策などの見直し	4

第2章 計画の基本目標等

2-1	基本目標	5
2-2	基本方針	9

第3章 施策の展開

3-1	低炭素・脱炭素の推進	13
(1)	温室効果ガス排出削減の取組	15
(2)	再生可能エネルギーなどの地域資源の活用	19
(3)	移動・物流の低炭素化の促進	21
(4)	気候変動への適応（防府市気候変動適応計画）	23
3-2	循環型社会の形成	29
(1)	廃棄物の適正処理の徹底	30
(2)	3Rの推進	33
3-3	自然環境の保全	38
(1)	生物多様性と緑と水の保全	39
(2)	人と自然のふれあいの確保	42
(3)	農林水産業の基盤整備と担い手の育成	45
3-4	生活環境の保全	49
(1)	きれいな空気の確保	50
(2)	きれいな水の確保	52
(3)	静穏の保持	54
3-5	環境に配慮し、行動できる人づくりの推進	56
(1)	環境教育・環境学習の浸透	57
3-6	ほうふの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進	60
(1)	自主的な取組と協働の輪の拡大	61
(2)	環境に配慮した産業の育成	63

第4章 計画の推進

4-1	計画の進行管理及び公表	65
4-2	財政上の措置	66
4-3	国や県、近隣自治体との連携	66

付録	家庭や事業所でできる取組の例と年間CO ₂ 削減量	67
----	--------------------------------------	----

附属資料

1	環境意識調査	1
2	防府市環境基本計画 中間年度見直し 経過	19
3	防府市環境保全条例	20
4	防府市環境審議会条例	26
5	防府市環境審議会委員名簿	28
6	防府市環境保全推進委員会設置要綱	29

第 1 章 計画の基本事項

1-1 計画策定の趣旨

【環境基本計画の策定の背景】

本市では、平成 18 (2006) 年に制定した「防府市環境保全条例」に基づき、同年に「防府市環境基本計画」を、平成 24 (2012) 年に「防府市（第二次）環境基本計画」を策定し、基本目標である「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」の実現に向けた取組を進めてきました。

令和 4 年(2022)年には、これまでの計画の進捗状況や本市を取り巻く社会状況の変化、そして新たな環境問題への対応などを踏まえ、目標や具体的な取組などを見直し、市民・事業者・行政の三者が協働して持続可能な取組を強化するため、「防府市（第三次）環境基本計画」を策定し、環境保全への取組を推進しています。

【本市の環境を取り巻く社会状況の変化】

世界では

地球温暖化が一因ともされる大規模な森林火災、集中豪雨などといった自然災害が世界各地で発生し、気候変動^{※1}がもたらす影響は深刻さを増しています。また、人間活動による影響が主な原因と考えられる生物多様性^{※2}の損失の拡大や、マイクロプラスチック^{※3}などの廃棄物^{※4}による海洋環境を含む生態系への深刻な影響が懸念されています。

こうしたなか、世界では、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択や、世界の平均気温上昇や温室効果ガス排出量の目標を掲げた「パリ協定」の発効、生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとることが定められた「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択など、国際社会全体が協力して、温室効果ガス^{※5}排出削減などの脱炭素社会^{※6}構築をはじめ、資源循環や自然共生などを取り入れた持続可能な発展のために具体的な目標を持って取り組むための枠組の整備が進んでいます。

日本では

平成 30 (2018) 年に、国際的な動向を取り入れた「第五次環境基本計画」が策定され、目指すべき社会の姿として「地域循環共生圏^{※7}」の創造や「世界の範となる日本」の確立、「持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）」の実現を掲げるとともに、SDGs の考え方を活用した環境・経済・社会の統合的向上を具体化しています。

気候変動がもたらす影響が深刻さを増す中、脱炭素社会の構築に向けて、国は、令和 2 (2020) 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル^{※8}」を宣言し、令和 3 (2021) 年 4 月には、令和 12 (2030) 年度において温室効果ガス 46 %削減（平成 25 (2013) 年度比）を目指すこと、さらに 50 %の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、さらに、令和 7 (2025) 年 2 月には、令和 17 (2035) 年度、令和 22 (2040) 年度において、それぞれ温室効果ガスを 60 %、73 %削減（平成 25 (2013) 年度比）することを目指すよう計画を改訂しました。

また、生物多様性については、令和 5（2023）年 3 月に閣議決定された生物多様性国家戦略2023-2030で、令和 1 2（2030）年に向けた目標として、ネイチャーポジティブ（自然再興）※⁹の実現を掲げ、生態系の健全性の回復や自然を活用した社会課題の解決などの 5 つの基本戦略を設定しています。

さらに、汚染への対応の分野では、プラスチック資源循環等の取組を促進するプラスチック資源循環促進法の施行（令和 4（2022）年 4 月）、サーキュラーエコノミー（循環経済）※¹⁰への移行を重要な政策課題として捉えた第五次循環型社会形成推進基本計画の策定（令和 6（2024）年 8 月）、食品ロス※¹¹の削減の取組が進むよう具体的な施策を追加した食品ロス削減基本方針の変更（令和 7（2025）年 3 月）がなされるなど、廃棄物削減に向けた取組が着々と進んでいます。

こうしたなか、令和 6（2024）年に策定された「第六次環境基本計画」では、気候変動、生物多様性の損失及び汚染を我々が直面する 3 つの危機としたうえで、目指すべき持続可能な社会の姿として「循環共生型の社会」を掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる文明の構築を図っていくとしています。

山口県では

令和 3（2021）年 3 月に、環境に関連する重要な計画等に対応する上位計画として、「山口県環境基本計画（第 4 次計画）」を策定し、目指すべき環境の姿として、第 1 次計画から引き続き「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」を掲げ、安心・安全で持続可能な社会の構築に向けた県づくりをより一層進めるとしています。本計画は、令和 6（2024）年 7 月に、国の「生物多様性国家戦略」を踏まえた改訂が行われました。

また、令和 5（2023）年 3 月には「山口県地球温暖化対策実行計画（第 2 次計画）」の改訂が行われ、このなかで、温室効果ガス排出量を令和 1 2（2030）年度に平成 2 5（2013）年度レベルの 3 5. 1 %削減を目指すことを掲げています。

本市では

本市の最上位計画である「第 5 次防府市総合計画」や「防府市（第三次）環境基本計画」に基づき様々な取組をすすめてきました。

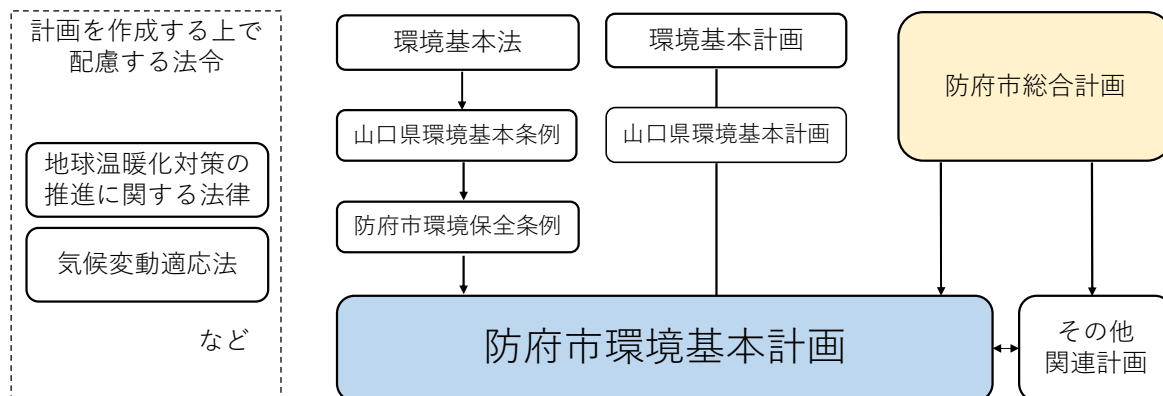
低炭素・脱炭素の推進の分野においては、令和 5（2023）年 4 月に、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「カーボンニュートラルシティ・チャレンジ宣言」を行い、市民や事業所それぞれが脱炭素に取り組む「CO₂削減ほうふ市民運動」を展開しています。また、こどもが森と親しみ遊びながら楽しく学ぶ「2050年の森づくり」プロジェクトが始まるなど、人と自然のふれあいの確保にむけた取組がすすんでいます。

さらに、令和 8（2026）年 4 月からは、「第 6 次防府市総合計画」がスタートし、新たな計画のもと、様々な取組が動き出しています。そのなかで、循環型社会の形成の分野では、プラスチック資源の一括回収の取組が始まっています。

1-2 計画の位置付け

本計画は、「防府市環境保全条例」に基づき策定するもので、本市における環境の保全の最も基本となる計画であり、関連計画と整合を図りながら第6次防府市総合計画で表した目指す姿を環境面から実現するための計画です。

また、本市の環境の状況及び本計画の進捗状況については、毎年度発行する「防府市の環境」や市ホームページで公表します。



1-3 計画の範囲

本計画の対象とする地域は防府市全域とし、対象者は防府市民・市内の事業者・行政を主体とし、市内で働く人、学ぶ人、活動を行う人・団体も含まれます。

1-4 計画の期間

環境問題への対応は、長期的視点に基づいた継続的な取組が必要であることから、これまでの計画期間を踏まえ、本計画の期間を令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間としています。

また、中間年度の令和8(2026)年度に、計画の進捗状況や本市を取り巻く環境・経済・社会の状況の変化等を踏まえ、施策等の見直しを行いました。

なお、関係法令の改正や関係計画の改定等により計画期間中に内容を見直す必要が生じた場合には、「防府市環境審議会」等の意見を踏まえ、適切に対応します。

R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度
2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
計画策定						中間年度・ 施策等の見直し					目標年度
										次期計画の 検討	
		計 画 期 間									
											

1-5 中間年度における施策などの見直し

計画の進捗状況や本市を取り巻く環境・経済・社会の状況の変化等を踏まえ、下記のとおり施策などを見直しました。

○長期的視点を持って定めた「基本目標」、「基本方針」、「基本施策」は継承し、一部の「総合的な目標数値」を現状に合うよう見直し

○国や県の計画や、地球温暖化対策等で示された施策である「気候変動への適応」や「生物多様性」等を反映させるため「施策の展開」を以下のとおり見直し

- ・「1 低炭素・脱炭素の推進」に「気候変動への適応」を追加
- ・「3 自然環境の保全」の「施策の展開」の「緑と水の保全」を「生物多様性と緑と水の保全」に変更

○「基本施策」の内容について、「現状と課題、取組の方針、関連施策、関係計画」の加筆・修正を行い、一部の「進捗管理指標」を見直し

-
- ※1 **気候変動**：気候・降水量などの平均値の、平年からの乖離が徐々に増すこと。また、人為的要因による気候の変化。
- ※2 **生物多様性**：生きものの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の3つのレベルで多様性があるとしている。
- ※3 **マイクロプラスチック**：5mm未満の微細なプラスチックごみ。海洋生態系への影響が懸念されている。
- ※4 **廃棄物**：ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。
- ※5 **温室効果ガス**：太陽のエネルギーから地上で受けた熱を大気中にとどめる効果のある気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7物質を温室効果ガスとして定義している。
- ※6 **脱炭素社会**：温室効果ガスの排出が実質ゼロである社会のこと。二酸化炭素の排出量と吸収量が同じ状態を目指していく。
- ※7 **地域循環共生圏**：地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方。
- ※8 **カーボンニュートラル**：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロとなること。
- ※9 **ネイチャーポジティブ（自然再興）**：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。
- ※10 **サーキュラーエコノミー（循環経済）**：従来の3R（発生抑制・再使用・再生利用）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。
- ※11 **食品ロス**：食べ残し、賞味期限切れ、調理の際の過剰な除去などにより、食べられるにもかかわらず廃棄されている食品。

第2章 計画の基本目標等

2-1 基本目標

自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承

本計画では、市民・事業者・行政の全ての者が協働して、環境への負荷が減らされた豊かで潤いのあるまちづくりを目指すこととし、第一次計画から引き続き「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」を基本目標に掲げます。

また、この基本目標を実現するために、より具体的に市民・事業者・行政で共有されるよう、次の総合的な目標数値を掲げます。

【環境基準】

環境基準達成率

	実績値	目標値	
基準年度	現状	中間目標	最終目標
令和元年度	令和6年度※	令和8年度	令和13年度
86.8%	88.9%	92%	100%

※環境基準達成率に用いる数値は、一部をのぞき、山口県が公表する数値（測定の翌年度に公表）を採用しているため、令和6年度の実績値が最新

環境の状況の科学的判断として、環境基本法に基づき国が定める「環境基準」を用いることとし、その達成率を目標数値とします。環境基準達成率は、別表①（7ページ）に示す指標を用いて算定することとします。

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であるため、その全てが達成されることを目指します。

【温室効果ガス】

市域から排出される二酸化炭素排出量

温室効果ガス排出量については、日常の生活・事業活動との関係がより密接な「二酸化炭素排出量」を目標数値とします。

	実績値	目標値	
基準年度	現状	中間目標	最終目標
平成25年度	令和5年度※	令和8年度	令和13年度
1,935千t -CO ₂	1,255千t -CO ₂ (-35.1%)	1,295千t -CO ₂ (-33.1%)	1,051千t -CO ₂ (-45.7%)

※市域から排出される二酸化炭素排出量の算定に用いる数値は、3年遅れで公表される各種統計資料の数値を採用しているため、令和5年度の実績値が最新

国の地球温暖化対策計画では、温室効果ガス排出量を令和 1 2 (2030) 年度、令和 1 7 (2035) 年度、令和 2 2 (2040) 年度において、それぞれ 4 6 %、6 0 %、7 3 % 削減（平成 2 5 (2013) 年度比）することを目指しています。

防府市では、この国の削減目標の部門別の削減率を参考に、部門毎の排出量を算出することにより、目標とする二酸化炭素排出量を導き出しています。部門別の排出量の内訳は、別表②（8 ページ）に示すとおりです。

市域から排出される二酸化炭素排出量を令和 1 3 (2031) 年度までに 4 5 . 7 % 削減（平成 2 5 (2013) 年度比）することを目指します。

【廃棄物】

1 人 1 日 当 た り の ご み 排 出 量

	実績値	目標値	
基準年度	現状	中間目標	最終目標
令和 2 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 1 3 年度
938g	893g	812g	766g

※処理区域内人口を令和 8 年度は 113,646 人、令和 1 3 年度は 109,826 人（それぞれ推計値）として算出

※令和 8 年度中間見直しで、人口の将来推計の見直しと進捗管理指標の見直し（37 ページ）に伴い最終目標を見直し(776g→766g)

廃棄物排出量については、市民等による発生抑制や市による再生利用などの取組が総合的に反映される「1 人 1 日 当 た り の ご み 排 出 量」を目標数値とします。ただし、自然災害等に伴う災害ごみの量は除きます。

別表① 環境基準達成率の算定に用いる指標等の一覧

区分	指標名	基準年度 令和元年度		現状 令和6年度		中間目標 令和8年度		最終目標 令和13年度	
		測定 地点数	環境 基準 達成数	測定 地点数	環境 基準 達成数	測定 地点数	環境 基準 達成数	測定 地点数	環境 基準 達成数
大気	二酸化硫黄	2	2	2	2	2	2	2	2
	二酸化窒素	2	2	2	2	2	2	2	2
	浮遊粒子状物質 (SPM) ※ ¹	2	2	2	2	2	2	2	2
	光化学オキシダント ※ ²	1	0	1	0	1	0	1	1
	微小粒子状物質 (PM _{2.5}) ※ ³	1	1	1	1	1	1	1	1
水質	海域	化学的酸素 要求量 (COD) ※ ⁴	6	5	6	6	5	6	6
		全窒素	3	3	3	3	3	3	3
		全磷	3	3	3	3	3	3	3
	河川	生物化学的酸素 要求量 (BOD) ※ ⁵	2	2	2	2	2	2	2
騒音	一般地域	昼間	14	13	14	14	14	14	14
		夜間	14	10	14	9	14	14	14
	航空機		3	3	4	4	2	2	2
合計		53	46	54	48	52	48	52	52
環境基準達成率		86.8% (46/53)		88.9% (48/54)		92% (48/52)		100% (52/52)	

(注) 環境基準達成率に用いる数値は、騒音（一般地域）を除き、山口県が公表する数値（測定の翌年度に公表）を採用しています。

※1 浮遊粒子状物質 (SPM)：大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が10 μ m以下のものです。

※2 光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素に太陽光の紫外線が作用して生成されるオゾン等の酸化物質の総称です。光化学スモッグの原因となり、高濃度の場合には、粘膜への刺激や呼吸器への影響を及ぼします。

※3 微小粒子状物質 (PM_{2.5})：大気中に浮遊している粒子状の物質のうち特に粒子が2.5 μ m以下のものをいいます。微小な粒子のため、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系への影響が懸念されています。

※4 化学的酸素要求量 (COD)：海域や湖沼の汚濁指標として採用され、数値が高いほど水中の汚濁物質が多く汚れの度合いが大きいことを示します。

※5 生物化学的酸素要求量 (BOD)：河川の汚濁指標として採用され、数値が高いほど水中の汚濁物質が多く汚れの度合いが大きいことを示します。

別表② 市域から排出される二酸化炭素排出量の内訳

			基準年度 平成25年度 (2013年度)	現状 令和5年度 (2023年度)	中間目標 令和8年度 (2026年度)		最終目標 令和13年度 (2031年度)		参考：国の地球 温暖化対策計画 で示されている 削減割合 目標年度：2030 年度		
			排出量	排出量	基準 年度比	排出量	基準 年度比	排出量		基準 年度比	
			1,000t- CO ₂	1,000t- CO ₂		1,000t- CO ₂		1,000t- CO ₂			
エネルギー起源	産業部門	製造業	1,175	723	-38.1%	846	-29.1%	713	-40.2%	-38%	
		建設・鉱業	13	10							
		農林水産業	5	6							
		計	1,193	739							
	家庭部門		270	158	-41.5%	134	-50.5%	81	-69.9%	-66%	
	業務その他部門		224	144	-35.7%	137	-39.0%	103	-54.0%	-51%	
	運輸部門	自動車	旅客自動車	129	104	-10.6%	165	-26.8%	142	-37.1%	-35%
			貨物自動車	80	80						
			計	209	184						
		鉄道		9	7						
		船舶		8	11						
		計		226	202						
	エネルギー転換部門(発電所等)		—	—	—	—	—	—	—	-47%	
	小 計		1,913	1,243	-35.0%	1,282	-33.0%	1,039	-45.7%	-45%	
非エネルギー起源	工業プロセス		—	—	—	—	—	—	-15%		
	廃棄物(一般廃棄物処理場分)		22	12	-45.5%	13	-40.9%	12		-45.0%	
	燃料からの漏出		—	—	—	—	—	—			
	小 計		22	12	-45.5%	13	-40.9%	12		-45.0%	
合 計			1,935	1,255	-35.1%	1,295	-33.1%	1,051	-45.7%	-43%	

(注1) 割合は四捨五入で表示しているため、合計が合わない場合があります。

(注2) 二酸化炭素排出量は、環境省作成の「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル 算定手法編」により、3年遅れで公表される各種統計資料から推計するものです。

ただし、産業部門(製造業)については、産業分類の細分化を行って算定しています。

(注3) 令和3年10月改訂の国の「温暖化対策計画」は、温室効果ガス排出量を2030年度において、46%削減(平成25(2013)年度比)、うちエネルギー起源二酸化炭素排出量を45%削減(平成25(2013)年度比)することを目標としています。

2-2 基本方針

本計画では、3つの基本方針を掲げ、各種施策を展開します。

1 健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築

地球規模の環境問題であり、同時に私たちの生活に直結する身近な問題でもある、地球温暖化、ごみの増大、生物多様性の損失などの課題を克服し、自然と調和のとれた持続可能な社会の実現のため、「低炭素・脱炭素の推進」、「循環型社会の形成」、「自然環境の保全」に向けた取組を推進します。

2 市民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保

市民が健康で安全な暮らしを営む上で基礎となる、大気、水質を保全するとともに、騒音、振動、悪臭等に悩まされることのない良好で快適な生活環境を確保し、将来の世代へと継承するため、「生活環境の保全」に向けた取組を推進します。

3 「持続可能なほうふ」を実現する人づくり・地域づくり

市民、事業者をはじめとする多様な主体が、環境問題を自らの問題として認識し、自主的かつ積極的に、また、相互理解を深め、互いに連携・協力して環境に配慮した取組を実践し、持続可能な地域を形成していくことが重要であることから、「環境に配慮し、行動できる人づくりの推進」、「ほうふの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進」に向けた取組を推進します。

第3章 施策の展開

本計画の基本方針に基づき、次のとおり6つの基本施策を掲げ、各種施策・事業を総合的かつ計画的に推進することで、基本目標の実現を図ります。

1 低炭素・脱炭素の推進

- ・ 温室効果ガス排出削減の取組
- ・ 再生可能エネルギーなどの地域資源の活用
- ・ 移動・物流の低炭素化の促進
- ・ 気候変動への適応

4 生活環境の保全

- ・ きれいな空気の確保
- ・ きれいな水の確保
- ・ 静穏の保持

2 循環型社会の形成

- ・ 廃棄物の適正処理の徹底
- ・ 3Rの推進

5 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進

- ・ 環境教育・環境学習の浸透

3 自然環境の保全

- ・ 生物多様性と緑と水の保全
- ・ 人と自然のふれあいの確保
- ・ 農林水産業の基盤整備と担い手の育成

6 ほうふの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進

- ・ 自主的な取組と協働の輪の拡大
- ・ 環境に配慮した産業の育成

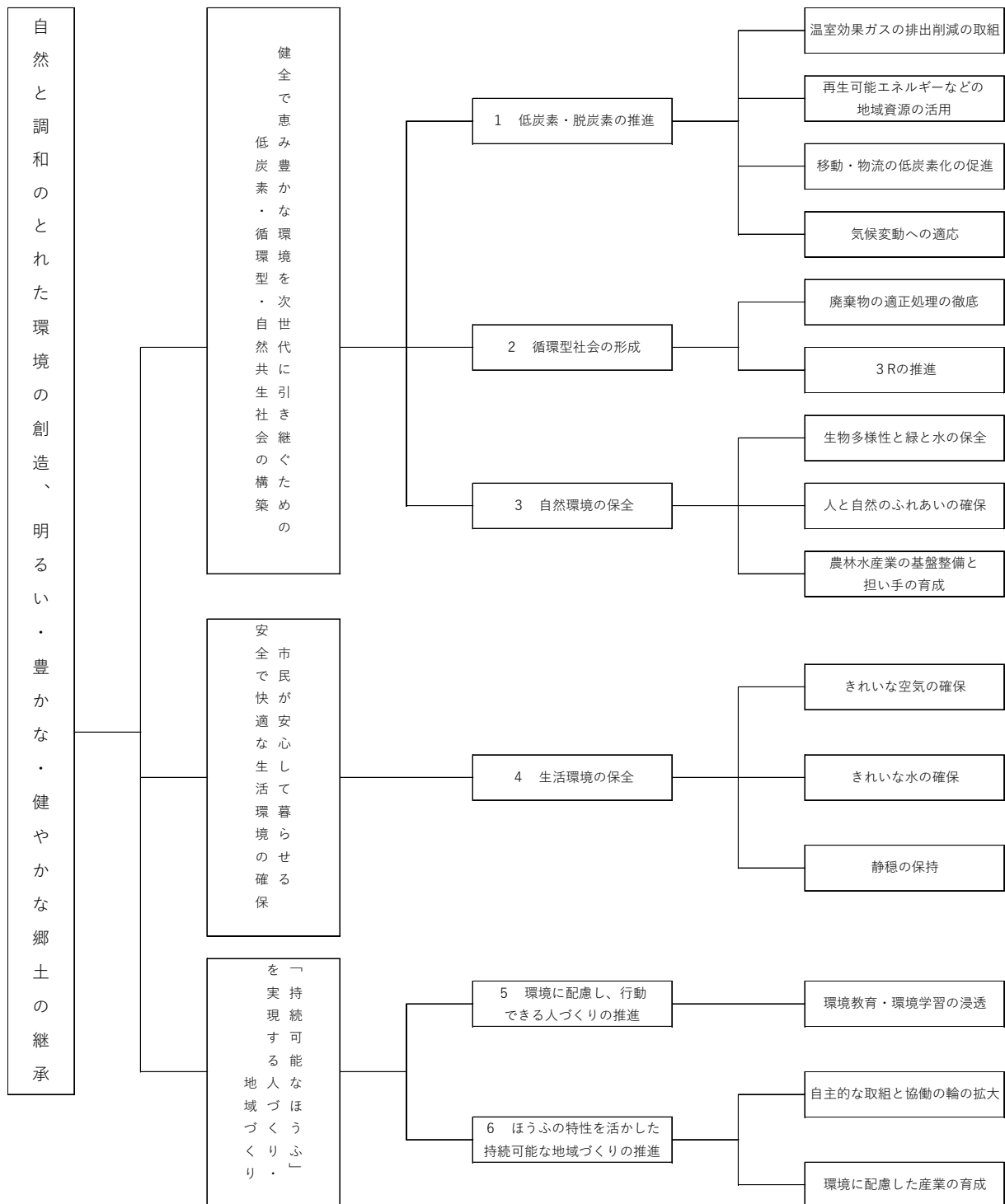
基本方針と施策の体系

基本目標

基本方針

基本施策

施策の展開



【SDGs（持続可能な開発目標）と本計画の関係】

本計画では、SDGsの考え方を活かすため、施策の展開ごとに、関連する目標（ゴール）を明示しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



目標1【貧困をなくそう】
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標3【すべての人に健康と福祉を】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標5【ジェンダー平等を実現しよう】
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標7【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標9【産業と技術革新の基盤をつくろう】
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標11【住み続けられるまちづくりを】
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標13【気候変動に具体的な対策を】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標15【陸の豊かさを守ろう】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標17【パートナーシップで目標を達成しよう】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



目標2【飢餓をゼロに】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標4【質の高い教育をみんなに】
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標6【安全な水とトイレを世界中に】
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標8【働きがいも経済成長も】
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標10【人や国の不平等をなくそう】
国内及び各国間での不平等を是正する



目標12【つくる責任 つかう責任】
持続可能な消費生産形態を確保する



目標14【海の豊かさを守ろう】
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標16【平和と公正をすべての人に】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

資料：外務省「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」

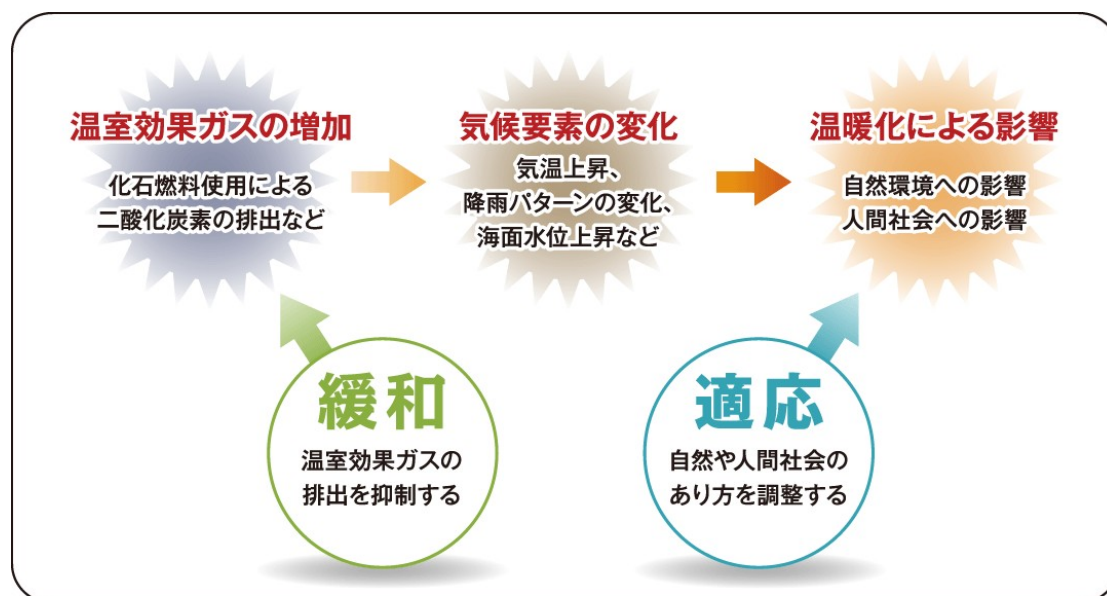
3-1 低炭素・脱炭素の推進

2023 年 3 月に I P C C^{※1}（気候変動に関する政府間パネル）は第 6 次評価報告書統合報告書において、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900 年を基準とした世界平均気温は 2011～2020 年に 1.1℃の温暖化に達し、人為的な気候変動は広範な悪影響、損失と損害をもたらしていることに言及しました。

気候変動による様々な悪影響が深刻化する中、地球温暖化対策は世界共通の切迫した課題であり、温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」と、気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を防止・軽減する「適応策」を両輪として、気候変動対策を進めることが求められています。

こうしたなか、本市は、令和 5（2023）年 4 月に、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「カーボンニュートラルシティ」に市民みんなでチャレンジすることを宣言し、市民や事業所それぞれが脱炭素に取り組む「CO₂削減ほうふ市民運動」を展開しています。また、気候変動に対する適応策として、線状降水帯等による豪雨災害への備えや熱中症対策など、これまで進めてきた安全・安心を第一にしたまちづくりを更に推し進めています。

私たちが今取る選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響をもつといわれています。市民一人ひとり、個々の事業者が日常的に低炭素化につながる行動・活動を意識し、更なる省エネルギーの推進や、二酸化炭素の排出が少ないエネルギーへの転換、気候変動への対応など、総合的に取り組んでいくことが必要です。



出典：環境省

緩和策と適応策の関係

コラム

カーボンニュートラルシティ・チャレンジ宣言

本市は、令和5（2023）年4月に、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「カーボンニュートラルシティ」に市民みんなでチャレンジすることを宣言しました。

この高い目標の実現に向け、「いま！すぐ！みんなで！節電・ゴミ減・エコ移動」を合言葉に、市民全員で様々な取組をすすめていきます。



第1回カーボンニュートラルチャレンジフェスタ※2「緑花祭」での「カーボンニュートラルシティ・チャレンジ宣言」



～ 脱炭素で未来に繋ぐ 明るく豊かで健やかなほうふ！ ～
カーボンニュートラルシティ・チャレンジ宣言

近年、地球温暖化を一因とする気候変動により、集中豪雨や猛暑等の異常気象が頻発しており、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現は、社会全体で取り組み、達成しなければならない世界共通の目標となっています。

防府市はこの高い目標の実現に向け、

「いま！すぐ！みんなで！節電・ゴミ減・エコ移動！」

を合言葉に、「明るく豊かで健やかなほうふ」を次世代へ継承し、子ども達の笑顔あふれる未来を守るよう、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「カーボンニュートラルシティ」に市民みんなでチャレンジすることを、防府市民を代表して宣言します。

令和 5年 4月22日



防府市長 池田 豊

- ※1 IPCC：国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。
- ※2 カーボンニュートラルチャレンジフェスタ：カーボンニュートラルの啓発を目的のひとつとする、緑花祭、エコまつり、2050年の森づくりプロジェクトなどのイベントの総称。

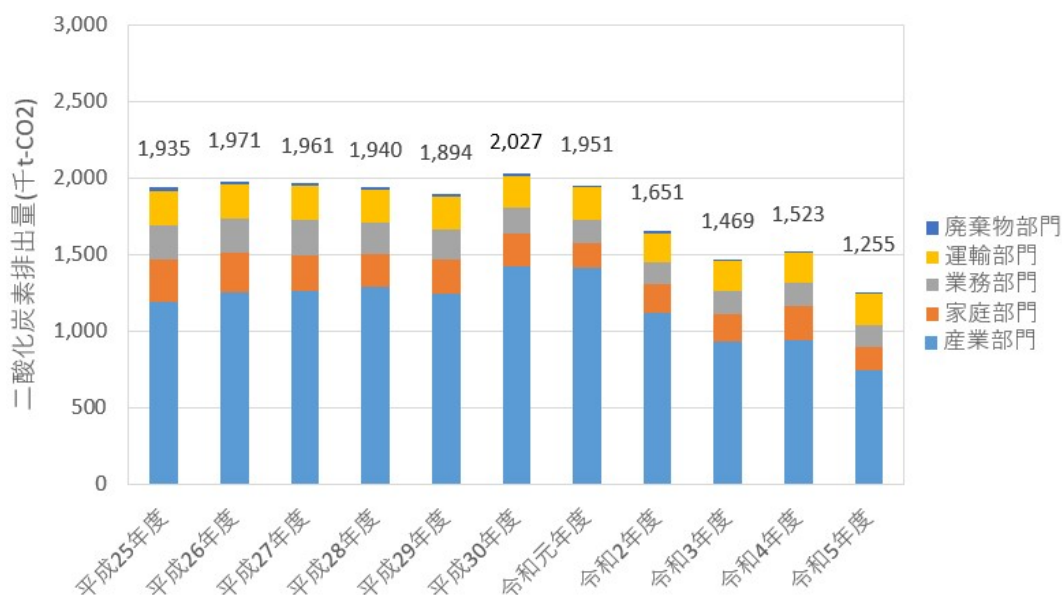


(1) 温室効果ガス排出削減の取組

現状と課題

本市における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、下記グラフのように近年は減少傾向にあります。今後、脱炭素社会（カーボンニュートラル）を実現するためには、さらなる排出削減の取組が必要です。そのためには、一人ひとりがライフスタイルを見直し、「持続可能な社会」へ転換することが重要です。

各種イベントや啓発活動の実施により、市民、事業者による日常生活や事業活動における身近な省エネルギー行動を促進し、温室効果ガス排出の削減を図ります。



市域における二酸化炭素排出量の推移

※ 3年遅れで公表される各種統計資料から推計

取組の方針

私たちは、環境・エネルギー問題を常に意識し、省エネルギー化された製品の製造と利用を進めるとともに、ライフスタイルを見直し、環境負荷を減らすことができる取組を積極的に推進することで、「温室効果ガス排出削減の取組」を進めます。

【市民の取組】

- 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」や、「節電・ごみ減・エコ移動！」を合言葉に「CO₂削減ほうふ市民運動」に積極的に取り組みます。
- 気候変動に関心を持ち、環境負荷を減らす行動に努めます。
- 「省エネルギーラベリング制度^{*1}」などを参考にし、省エネルギー性能の高い商品を選択するとともに、日ごろからこまめな消灯など、省エネルギー行動に取り組みます。
- 緑のカーテン^{*2}を設置し、冷房の使用削減に取り組みます。
- 建築物を建てるときは長期間にわたって使用されることから、ZEH^{*3}など環境に

配慮したものを検討するなど、省エネルギーに配慮します。また、リフォームをするときは、断熱性能の高い窓ガラスやサッシへの交換等を検討します。	
【事業者の取組】	
○「デコ活」や「CO₂削減ほうふ市民運動」などのCO₂削減運動に参加し、クールビズ^{※4}・ウォームビズ^{※5}やライトダウンなどの省エネルギーの取組を推進します。 ○エネルギー消費量の把握と、環境に配慮した燃料への転換や省エネルギー設備、機器の導入など、事業所での省エネルギーの取組に努めます。 ○省エネルギー性能の高い製品・商品の開発、製造、販売に努めます。	
【行政の取組】	
市自らの省エネ・節電の推進	・「防府市役所環境保全率先実行計画^{※6}」に基づき、市自らが率先して、省資源・省エネルギーを推進します。 ・省エネルギー・節電の取組を促進するため、クールビズ等の取組を率先して実践するとともに、普及啓発に努めます。 ・「防府市有施設照明のLED化計画」に基づき、照明の計画的なLED化を図ります。
カーボンニュートラル市民運動の推進	・「デコ活」やカーボンニュートラルの啓発などを、「CO₂削減ほうふ市民運動」として展開し、推進します。 ・「カーボンニュートラルチャレンジフェスタ」を冠した「緑花祭」や「エコまつり」などで啓発活動を行います。 ・「ほうふグリーンアワード^{※7}」を開催します。 ・アスピラートのカーボンニュートラルコーナーの充実を図ります。 ・防府商工会議所と連携し、脱炭素の取組を進める企業を応援します。
市施設の省エネルギー化	・自然採光・換気の活用、省エネルギー設備・機器の導入等を通じ、環境負荷の軽減を図り、地球環境に配慮した公共施設の整備を行います。
省エネルギー設備・機器の導入促進	・県産木材の使用や省エネ機器導入、断熱改修などの環境に配慮したリフォームを支援します。 ・カーボンニュートラルに資する設備などを導入する中小企業者に対し、必要な資金を融資します。 ・支援策の情報提供等により、省エネルギー設備・機器の普及を促進します。
森林などによるCO ₂ 吸収の確保	・健全な森林の整備を促進することにより、森林などによるCO₂吸収の確保を図ります。
ブルーカーボン ^{※8} 事業の推進	・藻場^{※9}の再生保全を促進することにより、海洋生態系によるCO₂吸収の確保を図ります。

関連施策（第6次防府市総合計画における施策）

重点プロジェクト ○環境に配慮した取組の推進

分野別施策 ○環境の保全、○住宅・住環境の整備、○商工業・サービス業の振興

関係計画

○防府市の都市計画に関する基本的な方針、○防府市立地適正化計画、

○防府市公共施設等総合管理計画、○防府市住生活基本計画、

○防府市学校施設長寿命化計画



カーボンニュートラルチャレンジフェスタ
「エコまつり」での「なんでも市」



商工会議所と連携して開催する
企業向け脱炭素セミナー

コラム

森林による二酸化炭素の吸収

地球上の二酸化炭素循環のなかでは、森林が吸収源として大きな役割を果たしています。森林を構成している一本一本の樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素として蓄えることで成長しています。

本市の森林の二酸化炭素吸収量は約 19.8 千 t／年と推定しています。

成長期の若い森林は、二酸化炭素を盛んに吸収します。成熟した木は二酸化炭素の吸収能力が低下してしまうので、適切なタイミングで伐採し、若い木に植え替えることが重要です。



大平山の市有林

コラム

「デコ活」と「CO₂削減ほうふ市民運動」に取り組もう

「デコ活」とは、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」を紹介し、ライフスタイルを大きく変えようという国民運動のことです。暮らしを豊かにしながら脱炭素に取り組む新しい試みです。デコ活の愛称は、「脱炭素（Decarbonization）で二酸化炭素（CO₂）を減らす」ことや、「環境にやさしいエコ」をかけた“デコ”と、活動や生活の“活”を組み合わせでできた言葉です。



（環境省HP）

「CO₂削減ほうふ市民運動」とは、「いま！すぐ！みんなで！節電・ゴミ減・エコ移動」を合言葉に、二酸化炭素排出量の削減につながる行動に、市民全員で取り組んでいこうとする運動です。



（防府市HP）

巻末の付録に、「デコ活」と「CO₂削減ほうふ市民運動」の具体的アクションの例と二酸化炭素排出量の削減効果を掲載しています。

みんなで、できることから取り組んでいきましょう。

- ※1 **省エネルギーラベリング制度**：日本産業規格（JIS）によって導入された制度。家庭で使用する製品を中心に、省エネ法で定めた省エネ性能の向上を促すための目標基準を達成しているかどうかを製造事業者等がラベルにより表示するもの。省エネルギーラベルは、カタログや製品本体、包装など、見やすいところに表示されている。
- ※2 **緑のカーテン**：窓辺などにツタ性の植物を栽培し、簾やカーテンのような光を遮る効果（遮光作用）と植物から吐き出される水分により周りの熱を奪う効果（蒸散作用）によって、エネルギーを消費することなく夏の室温を下げることを目的とする植物のカーテン。
- ※3 **ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）**：外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現するとともに、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅。
- ※4 **クールビズ**：夏のオフィスを冷房だけに頼らず快適に過ごすための服装など、無理のない工夫。
- ※5 **ウォームビズ**：冬のオフィスを暖房だけに頼らず快適に過ごすための服装など、無理のない工夫。
- ※6 **防府市役所環境保全率先実行計画**：市役所自らの事務・事業から排出する温室効果ガスを削減するために取り組むべき対策を定めた計画。地球温暖化対策実行計画（事務事業編）。
- ※7 **ほうふグリーンアワード**：「防府市花いっぱい運動花だんコンクール」「防府市緑花ポスターコンクール」「防府市緑のカーテンコンテスト」の3つの環境関連コンテストを一同に会し表彰するもの。
- ※8 **ブルーカーボン**：海洋で生息する生物によって吸収される二酸化炭素。海洋生態系に取り込まれた炭素のこと。平成21（2009）年10月に国連環境計画（UNEP）の報告書において、吸収源対策の新しい選択肢として提示された。
- ※9 **藻場**：沿岸の海底で海藻・海藻類が群生している場所。海藻・海藻類は、酸素を供給したり、海水中の栄養分を吸収して水を浄化したり、地下茎で海底を安定させる機能もある。また、藻場は魚類等の餌になるほか、産卵・生育場所、隠れ場にもなるなど、多様な生物の生息の場となっている。



(2) 再生可能エネルギーなどの地域資源の活用

現状と課題

2050 年カーボンニュートラルを達成するためには、消費するエネルギーそのものを少なくする省エネルギーの推進に加え、太陽光など自然から得られるエネルギーである再生可能エネルギー^{*1}の最大限の活用を進めていく必要があります。

再生可能エネルギーの普及について、本市では、公共施設において、「防府市市有施設への太陽光発電設備設置計画」に基づき、計画的に公民館や小中学校の屋根などに太陽光発電システム^{*2}を設置しているほか、廃棄物の焼却熱を活用した発電設備を導入しています。今後も、率先して再生可能エネルギーの導入やエネルギーの有効活用を推進し、市民や事業者の意識啓発につなげる必要があります。

同時に、太陽光発電システムの設置に関し、景観や自然環境への影響、安全に対する懸念が全国的に問題となっています。本市では、令和 6 (2024) 年 10 月に地域と共生した太陽光発電事業の推進と自然環境及び生活環境の保全を目的に「防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」を制定しました。法律や条例に基づき、引き続き、関係機関と協力しながら、事業者に対し環境に配慮した適切な設置・運営を求めていく必要があります。

取組の方針

私たちは、環境に配慮しながら、「再生可能エネルギーなどの地域資源の活用」を進めます。

【市民の取組】

- 住宅用太陽光発電システムや太陽熱利用^{*3}システムの利用に努めます。
- 家庭用蓄電池や燃料電池の導入に努めます。
- 化石燃料^{*4}に代わる新たなエネルギーに関する情報収集に努め、可能なところから導入を検討します。

【事業者の取組】

- 事業用太陽光発電システムや太陽熱利用システムなど、再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 事業用太陽光発電システム等再生可能エネルギーシステムを導入する際は、「防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」などの関係法令及び資源エネルギー庁や環境省のガイドラインを遵守します。
- 地域の再生可能エネルギーの活用等、エネルギーの地産地消に向けた取組に努めます。
- 再生可能エネルギーを利用する製品・商品の開発、製造、販売に努めます。

【行政の取組】

市有施設における再生可能エネルギー設備の先導的な導入	・「防府市有施設への太陽光発電設備設置計画」に基づく公共施設への太陽光発電システムの導入など、再生可能エネルギー設備・機器の導入を進めます。
再生可能エネルギーの導入促進	・市民の快適で安全・安心な生活への配慮を前提として、再生可能エネルギー設備・機器の普及を促進します。 ・ペロブスカイト太陽電池※ ⁵ の技術動向を注視します。
廃棄物発電※ ⁶ の推進	・クリーンセンターにおける、先進的な廃棄物発電によりエネルギー回収を進めます。
バイオ材活用の促進	・間伐材※ ⁷ の半端材等をチップ化することで、バイオマス発電などの再生可能エネルギーでの活用を促進します。

関連施策（第6次防府市総合計画における施策）

重点プロジェクト ○環境に配慮した取組の推進

分野別施策 ○環境の保全、○循環型社会の形成

関係計画

○防府市森林整備計画、○防府市の都市計画に関する基本的な方針、

○防府市立地適正化計画、○防府市公共施設等総合管理計画、

○防府市住生活基本計画、○防府市ごみ処理基本計画、

○防府市学校施設長寿命化計画



市内小学校に設置された
太陽光発電システム



クリーンセンター内にある
廃棄物発電施設

※1 **再生可能エネルギー**：石油や石炭、天然ガス等の一度利用するとなくなってしまう化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、水力、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せずに繰り返し利用できるエネルギーのこと。

※2 **太陽光発電システム**：太陽電池を使い、太陽光を電気に変換して利用する仕組み。

※3 **太陽熱利用**：集熱器、蓄熱槽、熱輸送系、熱交換器、断熱材などの技術を組み合わせて行う、太陽のエネルギーをもとにした熱利用。

※4 **化石燃料**：動植物の死がいや地中に堆積するなどして、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料。主なものに、石炭、石油、天然ガスがある。

※5 **ペロブスカイト太陽電池**：ペロブスカイト構造をもつ材料から作製される太陽電池。軽量かつ柔軟なフィルム型、建物建材の一部として使用できるガラス型、シリコン太陽電池の置き換えが期待されるタンデム型がある。

※6 **廃棄物発電**：ごみなどをエネルギー源として行う発電。

※7 **間伐材**：樹木や森林の健全な育成のため繰り返し実施される間引き伐採により得た木材。



(3) 移動・物流の低炭素化の促進

現状と課題

自動車は、本市においても広く浸透しており、今後もその利便性の高さから移動手段の中心であることが予想されます。

このため、自動車利用に伴う温室効果ガスや排気ガスの排出といった環境への負荷を最小化する努力を続けなければなりません。私たちの家庭から排出されるCO₂排出量のうち通勤・通学・買い物・旅行といった「移動」に伴う排出量が約2割を占めており、その工夫による削減効果は大きいです。

そこで、国においては、普段から利用している移動手段を工夫してCO₂排出量を削減し、心身の健康を手に入れようという取組として「スマートムーブ^{※1}」を推進しています。スマートムーブでは、電車やバスなどの公共交通機関の利用や、徒歩と自転車での移動を推奨しており、平坦な土地が多く比較的温暖な気候である本市にあつては、目的に合わせた移動手段の選択により、その範囲を広げることができます。また、インターネットを利用した通信販売などの普及に伴う宅配便の再配達^{※2}が、環境負荷の増加や社会的損失を招いていることから、再配達削減に向けた取組や、フードマイレージ^{※3}の考え方を踏まえ、農水産物をはじめとする地元の製品の積極的な選択も必要です。

自動車交通による環境負荷の低減に向けては、自動車交通環境の整備を継続するとともに、環境性能の高い自動車（次世代自動車^{※3}）の普及と、環境に配慮した自動車利用（エコドライブ^{※4}）の浸透が必要です。

取組の方針

私たちは環境に配慮し、自動車、徒歩、自転車、公共交通機関などの移動手段を柔軟に選択するとともに、交通量に応じた自動車交通環境の整備に努め、「移動・物流の低炭素化の促進」を図ります。

【市民の取組】

- エコドライブの実践に努めます。
 - ・緩やかな加速・減速、アイドリングストップなど環境に配慮した運転を心がけます。
 - ・地図、ナビゲーションシステムを活用し、走行距離等の最適化に努めます。
 - ・渋滞情報の活用により渋滞の回避に努めます。
 - ・渋滞の原因とならないよう駐停車の場所を考慮します。
- 自動車やタイヤなどの購入に当たっては、環境性能の高いものを積極的に選択します。
- スマートムーブの趣旨を理解し、移動先、目的などの状況に応じて、徒歩、自転車、自家用車、バス、鉄道などの移動手段を柔軟に選択します。
- まち歩き、サイクリング大会、路線バス啓発などのイベントに積極的に参加し、自家用車以外の移動手段にも関心を向けます。
- 宅配便は受取時間や場所の指定などによりできるだけ1回で受け取り、再配達防止

に取り組みます。	
【事業者の取組】	
○事業活動におけるエコドライブの徹底を図ります。 ○従業員の通勤においては、公共交通機関や自転車の利用を促します。 ○自動車やタイヤなどの購入に当たっては、環境性能の高いものを積極的に選択します。 ○物流の合理化を図り、車両走行量の削減に努めます。 ○テレワーク、オンライン会議などを積極的に活用します。	
【行政の取組】	
道路交通環境の整備・確保	・道路改良や標識の整備、交差点の改良などにより道路の交通環境を確保します。
スマートムーブ、エコドライブの普及促進	・各種キャンペーン、イベント等の実施によりスマートムーブやエコドライブの周知を図るとともに、通勤・事業活動等での実践を促進します。
自転車利用の促進	・歩行者にやさしい道路環境の整備や自転車走行空間の環境改善を進めます。 ・中心市街地及び防府駅へのアクセスにおける自転車利用者のため、市営駐輪場を管理運営するとともに、駐輪禁止区域における放置自転車の撤去を行います。 ・「山口防府バイコロジー運動をすすめる会 ^{※5} 」と連携し、各種イベント、自転車の無料安全点検などを通じた自転車利用の促進を図ります。
公共交通機関の利用促進	・「防府市地域公共交通活性化協議会 ^{※6} 」を中心として、地域における交通サービスについて総合的に検討を行います。
環境性能の高い自動車（次世代自動車等）の普及促進	・国や県などとの連携のもと、次世代自動車等の普及を促進します。
宅配便再配達削減の促進	・各種キャンペーン、イベント等で宅配便再配達削減の啓発を図ります。
モーダルシフト ^{※7} の利用促進	・鉄道貨物輸送の利用促進を図り、環境負荷の低減と物流の効率化につなげます。

関連施策（第6次防府市総合計画における施策）

重点プロジェクト ○住み慣れた地域で暮らし続けるための環境整備、

○環境に配慮した取組の推進

分野別施策 ○環境の保全、○商工業・サービス業の振興、

○交通ネットワークの整備

関係計画

○防府市地域公共交通計画

(4) 気候変動への適応 (防府市気候変動適応計画)

計画の目的及び位置づけ

平成30(2018)年12月に施行された「気候変動適応法」では、気候変動の影響は地域特性によって大きく異なり、地域特性を熟知した地方公共団体が主体となって、地域の実状に応じた施策を計画に基づいて展開することが重要とされています。

本市では、本計画における施策の展開「3-1(4)気候変動への適応」を、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」として位置づけ、既存及び将来の様々な気候変動による影響の回避・軽減に向けた適応策を推進します。本適応計画は、対象区域を防府市全域とし、計画期間を令和9(2027)年度から令和13(2031)年度までの5年間とします。

現状と課題

国内では、平均気温の上昇や大雨の発生頻度の増加、年平均海面水温の上昇等の気候変動が既に観測されています。

本市においても、年平均気温は昭和54(1979)年から昭和63(1988)年の平均気温(約14.9℃)と比べて、平成28年(2016)年から令和7(2025)年の平均気温(約16.6℃)は約1.7℃上昇しています¹⁾。また、山口県の1時間50mm以上の短時間強雨発生回数は、昭和54(1979)年から昭和63(1988)年の年間平均回数(約0.07回)と比べて、平成28年(2016)年から令和7(2025)年の年間平均回数(約○回)は約○倍に増加しています²⁾。

こうした傾向は今後も継続すると予測されており、防府市では、効果的な温暖化対策をとらない場合、21世紀末には20世紀末よりも年平均気温が約4.2℃高くなり、また、短時間強雨の発生回数が増加していくことが予測されています³⁾。

気候変動は私たちの生活に様々な影響を及ぼします。国の気候変動適応計画では、自然災害や健康など7分野の影響評価と基本的な施策が示されています。また、山口県の計画では、国の計画や影響評価結果のうち、山口県にも影響の可能性のあるものや、既に把握している影響、現時点で想定される今後の適応の方向性について整理されています。

本市でも、国や山口県の計画を参考に、自然災害や健康等の各分野で、既に気候変動の影響が疑われるものや、将来影響が及ぼされる可能性のあるものについて改めて整理し、それらに対し柔軟に適応していくことが必要です。

【出典】

- 1) 気象庁ホームページ「過去の気象データ」「山口県防府」のデータから作成
- 2) 福岡管区気象台ホームページ | 「九州・山口県のこれまでの気候の変化(観測結果)」 「山口県」から作成
- 3) 福岡管区気象台ホームページ | 「九州・山口県のこれからの気候の変化(将来予測)」 「山口県」から作成

取組の方針

私たちは、自然災害や健康等について、気候変動の影響に備えた対策をあらかじめ行い、被害の回避・軽減等を図るための適応策を推進していきます。

【市民の取組】

- 防災・減災に関する知識及び技能を習得するとともに、各々で実施可能な災害に対する備えに努めます。
- 平時から災害時の通報先の確認に努めます。
- 地域社会の一員として、自主防災組織等が行う防災及び減災活動に積極的に参加するよう努めます。
- 自己の責任により自らを災害から守る自助に努めます。
- 災害を防止するため地域において相互に助け合い、お互いを災害から守る共助に努めます。
- 市、県などが行う防災事業に協力するよう努めます。
- 自主防災組織は、地域住民と協力し、地域における自主防災活動を実施することにより、地域住民の安全確保に努めます。
- 自主防災組織は、災害に備え、自主防災活動のために必要な資機材を整備するとともに、定期的な訓練を実施し、及び防災に関する研修、講習等を受講することにより、自主防災活動に関する技術の習得及び向上に努めます。
- 熱中症を予防するため、体調管理に努め、適切な服装を選択します。
- 熱中症警戒アラート※⁸を活用しながら、水分・塩分の十分な補給やエアコンの適切な使用、高齢者などへの声掛けなどを行います。

【事業者の取組】

- 組織力及びネットワークを活用し、各々の活動の中で防災及び減災の活動に取り組むよう努めます。
- 市、県及び防災関係機関と連携した防災訓練などの実施に努めます。
- 熱中症予防の労働衛生管理体制を確立し、作業計画の策定や教育研修の実施、設備対策の検討などに取り組みます。
- 現場においては、熱中症の早期発見・適切な対処により、重篤化を防止するため、報告のための体制整備、迅速かつ的確な判断を可能とする手順作成、これらの関係者への周知を行います。

【行政の取組】

- | | |
|---------------|---|
| 防災危機管理体制の充実強化 | <ul style="list-style-type: none">・市役所敷地内への防府警察署移転による災害対応の連携強化を図ります。・防災拠点となる新庁舎を中心とした大規模災害時の初動72時間における体制を構築します。・大規模防災倉庫を備えた広域防災広場、まちなかの避難場所となる（仮）公会堂北防災広場を整備します。・避難所となる小・中学校体育館へのエアコン整備を行います。・南海トラフ地震などの大規模災害に対応できる避難所環境を構築します。 |
|---------------|---|

	・南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難対策の構築を図ります。 ・的確な避難行動につなげるための情報伝達手段の充実を図ります。
地域防災力の向上	・防災リーダー研修会や女性向け防災セミナーなどの実施により地域防災の担い手を育成します。 ・消防団や市防災士等連絡協議会と一体となった訓練など、地域防災活動の充実を図ります。 ・地域主体の防災訓練や自主防災組織の活動、防災資機材の整備に対する支援を行います。 ・高齢者世帯、土砂・津波災害警戒区域内世帯等への緊急告知防災ラジオの無償配布を行います。 ・子どもたちが命を守るための力を身につける「こども防災士」を養成します。 ・学校と地域が連携した防災教育を推進します。 ・避難支援関係者への避難行動要支援者名簿の提供や要支援者の個別避難計画を作成します。
治山・治水対策と 国土情報基盤の充 実	・国・県・市が連携した河川などの^{しゅん}浚せつや河川改修を実施します。 ・土砂災害防止施設（県）の整備促進を行います。 ・ため池や樋門の整備、海岸保全施設の老朽化対策を推進します。 ・水源涵養^{かん}※⁹・流域治水を啓発するイベントを開催します。 ・新田ポンプ場などの雨水ポンプ場の更新や耐震化、河川、水路などの整備と適正な維持管理を行います。 ・大規模災害発生時の迅速な復旧・復興のための地籍調査を実施します。
熱中症対策	・全ての小学校と中学校の体育館にエアコンを整備します。 ・メールやデータ放送、広報車両などによる注意喚起を行います。 ・市内全域に涼み処を開設します。 ・小学生、中学生、みまもり隊に熱中症対策用冷感タオルを支給します。 ・介護支援専門員等や緊急通報装置の活用により高齢者への直接的な声掛けを実施します。 ・高齢者等の熱中症への警戒を一段と高めるため、わかりやすい基準を設け、注意喚起を行います。 ・防府市で暑さ指数※¹⁰が3.5以上になると予測される場合には、小学校と中学校を臨時休業し、市主催のイベントや行事等を原則中止します。
感染症対策	・蚊やダニが媒介する感染症に関する注意喚起を行います。

関連施策（第6次防府市総合計画における施策）

- 重点プロジェクト ○安全・安心の基盤づくり、○激甚化する災害などへの取組、
○市民・地域と進める防災力・減災力の強化、
○環境に配慮した取組の推進
- 分野別施策 ○防災対策の推進、○消防力の向上、○環境の保全、
○保健・医療サービスの充実、○上下水道の整備

関係計画

- 防府市地域防災計画、○防府市国民保護計画、○防府市津波避難計画、
○防府市災害廃棄物処理計画



防災危機管理体制の充実強化



市内全域に開設する涼み処

-
- ※1 **スマートムーブ**：平成26（2014）年より環境省が実施している地球温暖化対策の一つ。日常生活においてマイカーを中心としている移動手段を見直し、CO₂排出量の削減を目指す取組。
 - ※2 **フードマイレージ**：食料の輸送距離のこと。食料の生産地から消費者の食卓に並ぶまでの輸送にかかった「重さ×距離」で表される。
 - ※3 **次世代自動車**：電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車等の環境負荷の低い自動車。
 - ※4 **エコドライブ**：地球温暖化防止のために、環境負荷の軽減に配慮した自動車運転の方法。アイドリングストップ、加減速の少ない運転、タイヤの空気圧の適正化などを心がけるもの。
 - ※5 **山口防府バイコロジー運動をすすめる会**：バイク（自転車）とエコロジー（生態学）の合成語で、アメリカで提唱された市民運動であるバイコロジー運動を推進するため組織された会。自転車の安全点検、安全運転講習、サイクリング大会などを行っている。
 - ※6 **防府市地域公共交通活性化協議会**：様々な関係者がそれぞれの立場からできることを考え、一体となって地域公共交通の活性化を推進するために設置された協議会。
 - ※7 **モーダルシフト**：トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。
 - ※8 **熱中症警戒アラート**：熱中症の危険性に対する気づきを促すことを目的として気象庁と環境省が共同で発表する情報。
 - ※9 **水源涵養**：土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和したり、川の流量を安定させること。また、雨水が森林土壌を通過することにより水質が浄化されること。
 - ※10 **暑さ指数**：人体を外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、気温、湿度、日射、輻射、風の要素を基に算出する指数。

3-1 低炭素・脱炭素の推進 進捗管理指標

	基準年度	現状	中間目標	最終目標
	令和2年度	令和7年度	令和8年度	令和13年度
「デコ活」を実践している市民の割合 ^{注1}	5.9%	64.5%	50%	100%
CO ₂ 削減ほうふ市民運動賛同事業所数 ^{注2}	—	124 事業所	150 事業所	250 事業所
再生可能エネルギー発電出力	164,472kW	〇〇	195,986kW	222,128kW
市内の次世代自動車の導入台数（累計） ^{注3}	248 台	〇〇 (令和6年度)	398 台	756 台
気候変動への適応策に日頃から取り組んでいる市民の割合 ^{注4}	39.8%	50.0%	—	100%

- 注1 令和2年度は、『「COOL CHOICE」を実践している市民の割合』で、国民運動「COOL CHOICE」の「デコ活」への移行に伴い指標を変更。
令和7年度時点で中間目標を超過していることから、令和8年度の計画中間見直しで最終目標を上方修正（70%→100%）。
- 注2 CO₂削減ほうふ市民運動の開始に伴い、令和8年度の計画中間見直しで指標を「CO₂削減運動等取組事業所数」から変更。
- 注3 一般社団法人次世代自動車振興センターのCEV補助金交付件数（対象はEV^{*1}、PHV^{*2}、FCV^{*3}、ミニカー、原動機付自転車など）。
令和6年度時点で最終目標を超過していることから、令和8年度の計画中間見直しで最終目標を上方修正（548台→756台）。
- 注4 令和8年度の計画中間見直しで追加。



CO₂削減ほうふ市民運動賛同事業所の交流



先進的な取組を行っている
CO₂削減ほうふ市民運動賛同事業所の表彰

コラム

みんなが取り組めば、こんなに変わる

低炭素・脱炭素の推進を図っていくには、市民全員の取組が必要です。一人ひとりの取組の積み重ねが、進捗管理指標の最終目標の達成につながります。ここでは、進捗管理指標が達成されたときの、「低炭素・脱炭素」効果の試算結果を示します。

○「デコ活」を実践している市民の割合、CO₂削減ほうふ市民運動賛同事業所数

1年間に削減されるCO₂の量 **190.2 千t／年**

※巻末付録掲載の取組例の削減効果の合計値

○再生可能エネルギー発電出力

1年間に削減されるCO₂の量 **338.8 千t／年**

※資源エネルギー庁 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法情報公開用ウェブサイトなどで公表されているデータを用いて試算

○市内の次世代自動車の導入台数

1年間に削減されるCO₂の量 **0.8 千t／年**

※環境省 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト 運輸部門（自動車）CO₂排出量推計データを用いて試算
ただしミニカー、原動機付自転車などは試算に含めていない

これらの目標達成により削減される二酸化炭素量は、基準年度（平成25年度）に市域の家庭部門と運輸部門から排出された二酸化炭素排出量の合計に相当※します。

※8ページの表「市域から排出される二酸化炭素排出量」参照

※1 EV：電気モーターを動力源として走行する電気自動車。

※2 PHV：搭載したバッテリー（蓄電池）に外部から給電できるハイブリッド車。

※3 PHEVも基本は同じ。

※4 FCV：充填した水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車。

3-2 循環型社会の形成

大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムは、天然資源の枯渇やエネルギーの大量消費等の多くの問題を引き起こしてきました。私たちは、廃棄物が燃料エネルギーとしての活用等の貴重な資源となることを認識し、これらが適正に循環する社会構造へと転換させていく必要があります。

本市では、3R（発生抑制〔Reduce:リデュース〕、再使用〔Reuse:リユース〕、再生利用〔Recycle:リサイクル〕）の推進及び廃棄物の適正処理の推進等により廃棄物の減量化・資源化を着実にを行うとともに、廃棄物処理施設の整備等により、廃棄物等の適正処理の推進を図るなど、将来世代に引き継いでいくことのできる循環型社会の実現を目指します。

また、長年にわたり問題となっているごみのポイ捨てや不法投棄といった不適正処理のほか、海洋プラスチックごみ^{※1}や食品ロスも新たな課題となっており、対応が必要です。

コラム

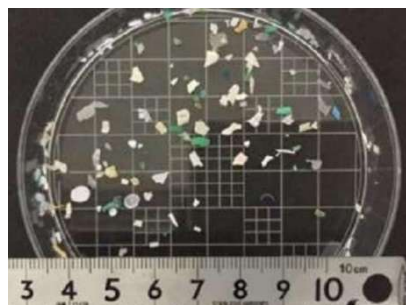
海洋ごみとマイクロプラスチック

近年、海岸へ漂着したり、海に漂う海洋ごみが問題となっています。海洋ごみにはプラスチックが多くふくまれており、海洋の環境や観光・漁業などの経済活動へ影響をあたえています。また、中にはマイクロプラスチックと呼ばれる5ミリメートル未満のプラスチックも増えており、動物が飲みこむなど、生態系へ影響をあたえるとともに、海産物を通じて人の体に取り込まれ人体に影響を与えることが心配されています。



●海岸に漂着した海洋ごみ

資料：岡山県



●マイクロプラスチック

資料：九州大学 磯辺研究所

「こども環境白書」（環境省）

(<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/kodomo/h30/files/full.pdf>) を加工して作成

※1 海洋プラスチックごみ：川や海岸にごみとして捨てられたり、放置されたりして、海に流れ込んだプラスチックのこと。

(1) 廃棄物の適正処理の徹底

現状と課題

廃棄物の多くは、市による一般廃棄物^{※1}の収集・処分や、生産者、販売者による回収・処分、さらには産業廃棄物^{※2}におけるマニフェスト制度^{※3}の浸透などにより、環境への負荷が低減された適正な方法で処理されています。

また、平成26(2014)年4月から、新しいごみ処理施設の稼働や新たな分別区分の導入、事業系廃棄物の適正処理の強化等を行い、廃棄物の適正な処理についての周知活動を積極的に展開してきました。

しかしながら、不法投棄や違法な野焼き（廃棄物の屋外燃焼行為）といった不適正処理は、依然として発生しており、また、ごみの出し方のルール・マナー違反も見受けられます。

廃棄物の適正な処理には、多くの負担（経費と労力）を必要とします。このことを再認識し、これからも廃棄物の適正な処理について、市民・事業者・行政が公平な負担のもと、それぞれの役割を果たしていくとともに、その負担を免れ、環境への負荷を増加させる不適正処理が行われないよう、厳しく監視する必要があります。



不法投棄

取組の方針

私たちは、廃棄物の適正な処理に係る自らの役割を果たすとともに、不適正処理の防止に努めることにより、「廃棄物の適正処理の徹底」を図ります。

【市民の取組】

- ごみを出すときは、排出日時、排出場所など市や地域のルールを守ります。
- 地域の資源ごみの回収活動や一斉清掃等の美化活動に積極的に参加します。
- 市が実施するポイ捨て防止等に関する施策に協力し、外出する際は、ごみ袋等を持参し、ごみを持ち帰ります。
- 犬の飼い主は、市が実施する犬のふん放置防止施策に協力し、飼い犬の散歩をする際は、ふんを処理するための用具を携行し、飼い犬が排せつしたふんを持ち帰るなど、適正に処理します。
- 廃棄物の野焼きが法律違反であることを認識し、適正な処理を行います。
- 不法投棄防止のため、所有する土地の適切な管理に努めます。
- 不法投棄等を発見した際には、警察、県、市への通報に努めます。
- 災害時の廃棄物の適正な排出など、災害廃棄物^{※4}の適正かつ迅速な処理に協力します。

【事業者の取組】

- 廃棄物は、排出者の責任において、適正に処理します。
- 産業廃棄物は、マニフェスト制度の遵守等により、適正に処理します。
- 自らの事業活動により生じた廃棄物の適切な回収や処理に向けた取組を進めます。
- 生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスにより、ごみが発生しないよう工夫するなど、ごみ減量化・適正処理への貢献に積極的に取り組みます。

【行政の取組】

ごみの適正処理の推進	・適切なごみの搬出ルールや分別排出について、市民、事業者への周知と収集運搬許可業者^{※5}等への指導により、その徹底を図ります。また、排出事業者には搬入物検査を実施し、搬入基準の遵守を徹底します。 ・ごみの減量化推進のための仕組みづくりを行うとともに、ごみ処理過程における環境負荷の低減と最大限の再生利用に取り組みます。
効率的な収集運搬体制の確保	・ごみ集積施設^{※6}を整備する自治会に対し補助を行い、集積場所の美化と収集業務の効率化を図ります。 ・収集車両の計画的な更新を行うとともに、民間委託による適正な収集体制を確保し、一般廃棄物の安全かつ継続的な収集を行います。 ・ごみ出しが困難な高齢者などへの戸別収集を行います。
適正な最終処分の推進	・一般廃棄物の最終処分場^{※7}については、埋立て量の将来予測に基づいた整備を行います。

し尿・浄化槽 ^{※8} 汚泥の適正処理	・し尿及び浄化槽汚泥については、収集運搬許可業者の指導・監督に努め、適正な収集体制を確保するとともに、公共下水道の普及状況に応じた、適正な処理と施設の維持管理を行います。 ・し尿等と下水の共同処理化に向けた施設整備を行います。
不法投棄等の防止	・不法投棄や野焼きといった不適正処理を防止するため、市民、事業者、警察、県と連携した監視・通報体制を整備します。 ・啓発看板の設置などにより、不法投棄の未然防止に努めます。
災害廃棄物の適正処理	・防府市災害廃棄物処理計画^{※9}に基づき、災害時における関係機関等との連携・協力体制を構築するなど、実効性のある処理体制を整備します。

関連施策（第6次防府市総合計画における施策）

重点プロジェクト ○環境に配慮した取組の推進

分野別施策 ○防災対策の推進、○環境の保全、○循環型社会の形成

関係計画

○防府市ごみ処理基本計画、○防府市分別収集計画、

○防府市災害廃棄物処理計画

-
- ※1 **一般廃棄物**：産業廃棄物以外の廃棄物を指し、家庭から発生する家庭系ごみが主で、事務所や飲食店等から発生する事業系ごみも含まれる。
- ※2 **産業廃棄物**：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する20種類の廃棄物のこと。
- ※3 **マニフェスト制度**：産業廃棄物の適正処理を徹底するため、排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に産業廃棄物に付けて受託者に渡す管理票（マニフェスト）を利用し、廃棄物の受け渡しや処理の流れを把握する制度。
- ※4 **災害廃棄物**：地震、風水害、津波等の自然災害によって発生する廃棄物（倒壊・破損した建物の瓦礫、廃コンクリート等）及び被災後の避難生活等に伴い発生する廃棄物。
- ※5 **収集運搬許可業者**：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村及び都道府県の許可を得て廃棄物の収集運搬を行う者。
- ※6 **ごみ集積施設**：家庭から排出される一般廃棄物の集積場所の美化と収集業務の効率化を図るために整備される施設。
- ※7 **最終処分場**：廃棄物の最終処分（埋め立てが原則とされている。）を行う場所。埋め立て処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、基準を超えた有害物質が含まれる産業廃棄物を埋め立てる「しゃ断型処分場」、性質が安定している廃棄物を埋め立てる「安定型処分場」、しゃ断型、安定型の処分場の対象外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋め立てる「管理型処分場」の3種類がある。
- ※8 **浄化槽**：し尿（トイレ汚水）と生活排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理する合併処理浄化槽と、し尿のみを処理する単独処理浄化槽がある。現在は、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されている。
- ※9 **防府市災害廃棄物処理計画**：大規模災害が発生した場合の災害廃棄物の処理方針を定めた計画。



(2) 3Rの推進

現状と課題

循環型社会の構築のためには、ごみ減量化や資源化を始めとする3R（発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル））の実践を推進していく必要があります。

本市における廃棄物の排出量について、指定ごみ袋制による家庭ごみの処理の有料化や、店頭回収の浸透のほか、平成26（2014）年度から開始した容器包装リサイクル法の対象品目の完全実施を含む新たな分別収集等により、1人1日当たり家庭系ごみ排出量は減少し、リサイクル率は上昇しました。しかし、ここ数年は、1人1日当たり家庭系ごみ排出量は減少傾向にあるものの、事業系ごみ排出量は減少しておらず、更なる資源の循環利用並びに廃棄物処理に伴う負担及び環境への負荷の低減に向け、取組を拡大していく必要がある状況です。

このような中、海洋プラスチックごみや食品ロスなど、新たな課題が顕在化しており、消費者・事業者・行政による3Rの一層の推進が必要となっています。

また、再生利用（リサイクル）については、資材としての再生利用（マテリアルリサイクル）が進んでおり、今後もその対象を増やすとともに、更なる浸透を図ることが期待されています。

その一方、再生に要するエネルギーと経費の増大にも注意が必要であることから、エネルギー源としての再生利用（サーマルリサイクル）に取り組むほか、再生利用に比べ取組の遅れている廃棄物等の発生抑制と再使用の推進にも重点を置き、廃棄物の減量化を推進する必要があります。

取組の方針

私たちは、低炭素・循環型社会の構築のため、まず、ごみそのものを出さないよう取り組むとともに、3Rの取組の優先順位（①リデュース、②リユース、③リサイクル）を意識して、「3Rの推進」を図ります。

【市民の取組】

○食品ロスの削減に努めます。

- ・食べ残し・直接廃棄・調理による過剰除去を減らします。
- ・未利用食品はフードバンク※¹ポストやフードドライブ※²などを利用し寄附します。
- ・食品の期限表示を正しく理解し、使用時期を考慮して購入します。
- ・3010運動※³等により、飲食店で食べ残しをなくします。

○買い物の際にはマイバッグ等を持参します。

○使い捨て（ワンウェイ）プラスチックなどの使い捨て製品の使用を控え、ものは長く大切に使います。

○必要なものを必要なだけ購入するなど、ごみを減らしていく生活様式を取り入れま

す。 ○再生可能資源である紙やバイオマスプラスチック※⁴などの代替素材を利用します。 ○フリーマーケット、リユースショップを積極的に活用します。 ○地域の資源ごみの回収活動に積極的に参加します。 ○ごみの分別に積極的に取り組みます。	
【事業者の取組】	
○事業活動による原材料、資材、肥料などの最少化を図ります。 ○包装の簡素化に努めます。 ○長持ちする製品・商品の製造・販売に努めます。 ○原材料、資材、肥料、燃料などは、再生されたものを積極的に選択します。 ○不要となった製品・商品の回収とリサイクルに努めます。 ○自己処理責任のもと、ごみ排出者としての責任を持ち、事業活動の生産・流通・販売等の段階でごみの発生抑制、再使用、再生利用等に努めます。 ○リサイクルが容易な製品やリサイクル製品の提供、店頭回収等による資源物の回収に取り組みます。 ○プラスチックの使用抑制に向け、再生可能資源である紙やバイオマスプラスチックなどのプラスチック代替品への転換に努めます。 ○部品交換、詰め替え、修繕などのサポート体制、リサイクルルート、使用している再生資材などの、製品・商品の情報を積極的に提供します。 ○飲食店における3010運動の呼びかけなど、市民に対し食品ロス削減取組の情報提供、啓発に努めます。 ○未利用食品は、フードバンクに提供するなど有効利用に努めます。 ○発生した食品廃棄物は、再生利用に努めます。	
【行政の取組】	
発生抑制・再使用の推進	・市民が再使用（リユース）を身近に感じることができる事業として、戸別収集や直接搬入された粗大ごみの中から、再使用可能な家具類等を希望者に提供します。 ・購入費助成制度による生ごみ減量容器の普及促進や水切りの徹底など、ごみの減量化を図ります。 ・事業系一般廃棄物について、ごみ手数料の検証や多量排出事業者への指導などの有効な施策を検討・実施し、その抑制を図ります。 ・指定ごみ袋制による有料化を継続し、家庭系可燃ごみ排出量の抑制を図ります。 ・「廃棄物減量等推進審議会※⁵」、「廃棄物減量等推進員※⁶」の制度を継続するなど、ごみの減量化、資源化に向けた体制の確保を図ります。
プラスチックごみ削減の推進	・プラスチック資源の一括回収を実施します。 ・ワンウェイプラスチックの使用抑制に向け、マイバッグ持参運動によるレジ袋削減や、繰り返し使える商品を選択す

	るなど、意識の醸成を図ります。 ・プラスチックごみの流出防止や環境美化意識の向上を図るとともに、市民・事業者と連携した海岸漂着物等の回収活動に取り組みます。 ・バイオマスプラスチックを使用した可燃ごみ指定ごみ袋やレジ袋として活用できる指定ごみ袋を引き続き採用します。
食品ロス削減の推進	・食品ロス削減を進めるための実践活動を普及啓発するとともに、フードバンク活動への理解を深めます。
再生利用の推進	・ごみの再資源化の必要性や分別排出の徹底、市民や事業者の自主的な3Rの取組の紹介など、積極的な情報の提供を行います。 ・ごみ分別アプリなどを活用し、適正な分別方法の普及啓発を行います。 ・資源化可能な紙類や分別方法について、積極的に周知します。 ・地域で行う資源ごみなどの分別や自主的な回収活動を支援します。 ・焼却灰の全量セメント原料化、容器包装等の再商品化、ごみ処理施設による廃棄物発電、小型家電リサイクル法に基づく小型家電の回収、不燃ごみからの金属類の回収など、市による再生利用（リサイクル）を推進します。 ・率先して、地球環境に配慮した再生品等の購入に取り組みます。

関連施策（第6次防府市総合計画における施策）

重点プロジェクト ○環境に配慮した取組の推進

分野別施策 ○循環型社会の形成

関係計画

○防府市ごみ処理基本計画、○防府市分別収集計画



ごみ分別アプリ「さんあ〜る」防府市版
(イメージ)



ごみ分別アプリ

コラム

プラスチック資源の一括回収が始まっています

廃棄されたプラスチックが地球環境にもたらす影響が世界的に問題視されているなか、プラスチック資源の循環を促進するため、令和4(2022)年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。同法では、市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化に努めることとされています。

それを受け、本市では、より一層のごみの減量・資源の循環利用を図るため、従来のプラスチック製容器包装に、プラスチック使用製品を加えたプラスチック資源の一括回収・再商品化の取組を令和9(2027)年3月から開始しています。

回収されたプラスチックは、再商品化事業者へ引き渡され、加工後、再びプラスチック製品として使用されることになります。

この取組を効果的なものにするために、私たちにはさらなる分別の徹底が求められています。



資源一括回収のために更新した
クリーンセンターの破袋機

- ※1 **フードバンク**：食品を取り扱う企業から、製造・流通過程などで出る余剰食品や規格外商品、販売店舗で売れ残った賞味期限・消費期限内の商品など、安全上は問題がなくても廃棄される食品の寄附を受け、無償で必要な人や団体に提供するボランティア活動。一般家庭で余った賞味期限内の食品も対象となる。
- ※2 **フードドライブ**：家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場などに持ち寄り、それを必要としている福祉施設等に寄付する活動。
- ※3 **3010運動**：食品ロスを減らすための運動で、「宴会の開始から30分と、閉宴10分前には席に座って食事を楽しみ、食べ残しを減らしましょう」というもの。長野県松本市で平成23(2011)年に始まり全国に広がりつつある。
- ※4 **バイオマスプラスチック**：植物や動物など生物に由来する再生可能な有機性資源（バイオマス）を原材料とするプラスチック。トウモロコシなどに含まれるでんぷん、微生物がつくり出すポリアミノ酸、間伐材に含まれるセルロース、エビやカニなどの甲殻類の外骨格に含まれるキチンやキトサンなど、様々な物質が用いられる。
- ※5 **廃棄物減量等推進審議会**：一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査、審議する審議会。本市の審議会は、公募で選ばれた一般市民をはじめ、事業者、関係団体の代表者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員で構成される。
- ※6 **廃棄物減量等推進員**：市から委嘱を受け、各自治会の資源ごみ・危険ごみステーションで、ごみの分別排出の指導やごみステーションの清潔保持の指導にあたる者。

3-2 循環型社会の形成 進捗管理指標

	基準年度	現状	中間目標	最終目標
	令和2年度	令和7年度	令和8年度	令和13年度
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。) 注1	600g	538g	432g	435g
事業系ごみ排出量 注2	11,859t	12,543t	11,062t	11,300t
リサイクル率 注3	26.4%	25.5% (16.6%)	35%	28.9% (18.6%)
1人1日当たりごみ焼却量 注4	—	654g	—	560g

※いずれの指標も、「防府市ごみ処理基本計画」から採用

注1 令和8年度の計画中間見直しで、現状と国の「廃棄物処理法に基づく基本方針（令和7年2月改定）」の数値目標を参考に最終目標を見直し（405g→435g）。

注2 令和8年度の計画中間見直しで、現状をもとに最終目標を見直し（9,883t→11,300t）。

注3 令和8年度の計画中間見直しで、現状と国の基本方針でのリサイクル率目標の下方修正を参考に最終目標を見直し（38%→28.9%）。また、表の（ ）内は国の方針に合わせ算定した数値。「防府市ごみ処理基本計画」では、「新リサイクル率」と表記。

注4 国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」で新たな指標が追加されたことから、令和8年度の計画中間見直しで、現状と国の数値目標を参考に追加。

コラム

フードバンクポスト

本市において、令和7(2025)年度に発生している家庭系食品ロス量は、約880tと推定しています（令和元(2019)年度から109t減少）※。

食品ロスをさらに減らす取り組みとして、まだ食べられるのに処分されてしまう食品を下の写真の「フードバンクポスト」に集めて福祉施設やこども食堂等に届ける活動が広がっています。現在防府市内では、ルルサス防府やスーパーマーケットの〇〇か所に設置されています。

地球にも人にも優しい取組です。

※クリーンセンターが推計



3-3 自然環境の保全

本市は、大平山をはじめとする緑あふれる山々、佐波川や瀬戸内海の優れた水辺、南部の広大な平野部など、多彩で豊かな自然環境に恵まれています。こうした豊かな自然環境は、健全な水環境や多くの動植物の生息・生育の場となっているだけでなく、スポーツやレクリエーションの場など、私たちの暮らしにも潤いをもたらしています。

また、健全な生態系は、農林水産業や観光業などの重要な資源であり、持続可能な地域の発展に欠かすことはできません。私たちの生活は、多様な生き物が関わり合う生態系から得られる恵みによって支えられており、身近な生き物の生息する良好な自然環境を積極的に保全することは、生物多様性を保全することとなり、私たちの命と暮らしを守ることにつながります。

本市では、この恵み豊かな自然環境と共生し、次世代に継承していくため、自然環境の保全と再生を目指します。

コラム

「エコピアの森 防府」プロジェクト

上右田にある「三谷森林公園」では、本市と株式会社ブリヂストン、山口県中央森林組合の3者が協定を締結し、「エコピアの森 防府」プロジェクトを行っています。

このプロジェクトは、平成21(2009)年7月の豪雨災害で被災した森林の復興と保全を行うことを目的として始まり、現在は災害に強い森林づくりを目的として行われています。

また、親子を対象とした森林整備体験や木工体験等を毎年1回開催し、森の大切さ、楽しさを知ってもらう活動も行っています。



森林整備体験の様子



(1) 生物多様性と緑と水の保全

現状と課題

様々な人間活動の結果による土地利用の変化や汚染は、生物多様性の損失をひき起こしてきました。また、都市化の進展による緑の減少や河川・水路などの水辺に大きく手を入れてきたことにより、自然環境が持つ浄化作用や二酸化炭素の吸収作用等に悪影響を与えてきたと考えられています。

近年では、少子高齢化や産業構造の変化により、手入れが困難となった里山や河川・水路の機能の維持・保全に必要な管理が行われにくくなっている状況が見られ、水源涵養や防災等の機能の低下、外来種^{※1}の影響による在来種^{※2}の減少などの影響が懸念されています。

一度失われた自然環境をかつての姿に復元することは難しいですが、生物多様性と緑と水の保全を図り、自然の恵みを取り戻していくために、森林や河川等の適正な管理を行うことが必要です。また、市街地においても自然環境の維持管理を図り、適切な整備・管理のもと、緑地や水辺の再生を図ることが必要です。

こうした取組を行うためには、自然保全意識の高まりが大切です。市では、身近な公園などでの自然観察会や学習会を通じ、緑と水の保全や、生物多様性のあり方について、引き続き啓発を行っていきます。

取組の方針

私たちは、様々な形態や規模の自然的環境の整備と、その適正な管理を行うことにより、「生物多様性と緑と水の保全」に努めます。

【市民の取組】

- 動植物のむやみな捕獲・採取はせず、身近な動植物の生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種を持ち込みません。
- 庭への緑の植栽や、プランター、花壇の設置により、居住空間の緑化を進めます。
- 地域、学校、団体などによる花いっぱい運動や緑化活動、森林ボランティア^{※3}活動に積極的に参加します。
- 除草、^{せん}剪定、土砂さらいなど、河川、水路の清掃活動に積極的に参加します。

【事業者の取組】

- 敷地内やその周辺の緑化に努めます。
- 土地の造成等に当たっては、適正な緑地の保全に努めます。
- ライトアップなどの屋外照明については、動植物への影響にも配慮します。
- 緑化に貢献できる製品・商品の開発、製造、販売に努めます。
- 除草、^{せん}剪定、土砂さらいなど、河川、水路の清掃活動や森林ボランティア等の環境保全活動に積極的に参加します。

【行政の取組】

外来種対策の推進	・外来種被害予防3原則^{※4}等、市民の外来種問題への関心を高める啓発活動を行います。 ・外来種（アライグマ、ヌートリア、オオキンケイギク等）の駆除を行います。 ・条件付特定外来生物^{※5}（アメリカザリガニ、アカミミガメ）の規制の周知を行います。
希少な動植物の保護	・希少な動植物の保護についての啓発活動を行います。
土地利用の適正化	・開発許可制度との調整を図りながら、自然環境との調和のとれた土地利用を促進します。
公園・緑地の整備	・街区公園^{※6}、緑道、広場の緑化の整備を進めるとともに、清掃や樹木剪定など、適正な維持管理の実施に努めます。
緑化の推進	・「防府市緑化推進委員会^{※7}」と連携し、緑花祭の開催、苗木の無償配布など、市民・事業者による緑化活動の機会を提供します。 ・「花だん・緑化ポスターコンクール」、記念植樹などを通じ、市民の緑化に対する意識の高揚に努めます。
河川・港湾機能の保全	・河川・港湾施設の整備に当たっては、親水空間^{※8}の創出に努めます。 ・準用河川^{※9}・普通河川^{※9}等の適切な維持管理を行うことにより、河川機能の保全に努めます。 ・土砂災害や浸水などを未然に防ぐため、治山・治水対策を計画的に進めます。
里山や森林の保全整備	・佐波川や里山の環境保全を図るため、森林ボランティアをはじめとする住民が実施する森林整備を支援します。
自然保全意識の醸成	・防府市景観百選の選定などによる自然保全意識の醸成に努めます。



市内で確認されている特定外来生物
 (左：アライグマ（環境省提供） 右：オオキンケイギク（写真は市による駆除の様子）

関連施策（第6次防府市総合計画における施策）

分野別施策 ○防災対策の推進、○環境の保全、○公園の整備、景観の保全、
○適正な土地利用の推進

関係計画

○防府市緑の基本計画、○防府市の都市計画に関する基本的な方針、
○防府市景観計画



森林ボランティアによる森林整備の様子

-
- ※1 **外来種**：人の手により自然には分布していなかった地域に持ち込まれた生物種。
 - ※2 **在来種**：もともとその地域に分布していた生物種のこと。
 - ※3 **森林ボランティア**：植林、間伐や森林環境教育などの活動を行うボランティア。
 - ※4 **外来種被害予防3原則**：侵略的外来種による被害を予防するための「入れない（悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない）、捨てない（飼っている外来生物を野外に捨てない）、広げない（野外にすでに生息・生育している外来生物は他地域に広げない）」の3原則。
 - ※5 **条件付特定外来生物**：外来生物法に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特定期間外生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする（規制の一部がかからない）生物の通称。現時点で指定される生物は、アメリカザリガニとアカミミガメの2種のみで、一般家庭などでの飼育などや少数の相手への無償での譲り渡しなどについては許可なしで行うことができる。
 - ※6 **街区公園**：主に街区内に居住する者が利用することを目的とする都市公園。
 - ※7 **防府市緑化推進委員会**：緑化推進に関する啓発活動、緑の募金などにより、本市の「明るい・豊かな・健やかな」緑と花のまちづくりを推進する委員会。
 - ※8 **親水空間**：水に触れたり、接したりして水に親しむ場。近年では、水辺のある公園や、魚類や昆虫との共存を目指した取組を行う場なども含まれる。
 - ※9 **準用河川・普通河川**：河川の管理について権限をもち、その義務を負う者が河川管理者で、一級河川は国土交通大臣、二級河川は都道府県知事、準用河川は市町村長が河川管理者となる。一級河川、二級河川、準用河川以外の小河川を普通河川と呼び、実際の管理は市町村などが行っている。



(2) 人と自然のふれあいの確保

現状と課題

私たちは、恵まれた自然環境との交流を通じて、自然の摂理を学び、地域ならではの産業が生み出され、美意識や情操を養い、安らぎを得てきました。また、それらの経験により、自然の大切さを再認識することが、自然環境の再生に向けての取組につながっています。

さらに、近年の自然志向の高まりの中で、自然に親しみたいという人は増えており、その対象も原生的な自然環境だけではなく、干潟、草地、池沼などの身近な自然環境のほか、新たに創造された憩いの空間、さらには、農林水産業の現場などに広がっています。このような動きが、地域の特色ある農林水産物を活用した魅力ある新商品の開発やニューツーリズムの創出などの地域の活性化へとつながっていくことが期待されます。

しかし、私たちの生活・事業活動により減少・疲弊した自然環境は、十分に再生されているとは言えず、引き続き自然とのふれあいの場や機会を積極的に増やしなが、私たちの行動を変えていくことが必要です。

取組の方針

私たちは、人と自然とが共生できる空間を整備するとともに、自然環境を旅行・レクリエーションや学習などの場にするにより、「人と自然のふれあいの確保」を図ります。

【市民の取組】

- 自然環境の保全、自然環境の中での学習などのイベントに積極的に参加します。
- レクリエーションの場には、自然と共生できる空間を積極的に選択します。
- ペットは最後まで責任を持って飼育します。

【事業者の取組】

- 社会貢献活動に当たっては、自然環境の再生に関する活動を積極的に選択します。
- 自然とふれあう場となる店舗、宿泊施設などの設置に努めるとともに、その事業に伴う自然環境への影響を最小化します。

【行政の取組】

2050年の森づくりプロジェクト	・大平山の木材を利用し、こどもが遊びながら楽しく学べる場所となる「2050年の森づくり」に取り組みます。 ・大平山山頂公園の遊具の整備や、伐採した木材を活用した「ものづくり体験」を実施します。
公園・緑地の整備	・森林公園^{※1}、大平山山頂公園などを良好な状態に整備・管理します。

海水浴場の適正な運営・管理	・海水浴場が快適に利用されるよう適正な運営・管理または必要な支援を行います。
市民農園の利用促進	・市民農園 ^{※2} が利用者にとって快適な空間となるよう適切に維持・管理します。
自然とのふれあいの推進	・「特色のある教育活動」において、稲作体験や農業体験など、自然とふれあう活動を行います。
生涯学習の場づくり	・自然環境等の地域資源を活用した生涯学習の場をつくりま す。
環境調査の実施	・佐波川などの自然の中で行う参加型の環境調査を行います。
木育 ^{※3} の推進	・山口県産の木材を用いた木製玩具（積み木）を幼児へ贈呈 することにより、木育を進めます。
ニューツーリズム ^{※4} の推進	・右田ヶ岳や大平山での登山やトレッキング、佐波川自転車道 でのサイクリングや富海・野島海水浴場での海水浴、鋳物や 醸造など地域ならではの産業など、自然に着目したニュー ツーリズムを創出・拡大します。

関連施策（第6次防府市総合計画における施策）

重点プロジェクト ○環境に配慮した取組の推進

分野別施策 ○環境の保全、○農林水産業の振興、○観光の振興、
○公園の整備、景観の保全

関係計画

○防府市緑の基本計画、○防府市観光振興基本計画



右田ヶ岳山頂の様子



富海の海

コラム

「2050年の森づくり」プロジェクト

大平山山頂公園周辺の森林で、こどもが森と親しみ遊びながら楽しく学ぶ「2050年の森づくり」プロジェクトを推進しています。

このプロジェクトでは、伐採見学会や植林体験などのイベントの開催、伐採した木材を活用した大平山山頂公園の遊具整備などを行い、“こどもがつくる「こどもの国」”をキーワードに「人と自然のふれあいの確保」を図っています。



- ※1 **森林公園**：森林浴、野外レクリエーション、自然体験学習等の場となる森林を利用した公園。
- ※2 **市民農園**：農業体験の場を提供することにより、市民の農業への理解を促進するとともに、余暇の活用及び健康でゆとりのある市民生活の確保を図るため、市が設置した、市民がレクリエーションや生きがいを目的に、野菜などを栽培する小面積に区分した農地。
- ※3 **木育**：こどもをはじめとする全ての人が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取り組み。こどもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと。
- ※4 **ニューツーリズム**：従来型の観光旅行ではなく、テーマ性の強い体験型の新しいタイプの旅行とその旅行システム全般を指す。テーマとしては、産業観光、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、ロングステイなど。旅行者の出発地で商品化される発地型商品と異なり、地域が主体となって旅行商品化を図ることから地域活性化につながるものと期待されている。



(3) 農林水産業の基盤整備と担い手の育成

現状と課題

農地は、水源涵養機能を持ち、多様な生物の生息・生育の場でもある重要な自然環境です。また、森林も同様に水源涵養機能、防災機能を持ち、多様な生物の生息・生育の場であるほか、二酸化炭素の吸収源となっています。

さらに、農林水産業の現場は、生産の場としてだけではなく、人と自然のふれあいの場としても捉えられており、人と自然との共生においても必要な空間となっています。

このため、農地、山林、漁港、海・川を持続可能な方法で利用し、維持・管理している農林水産事業者は、自然環境の保全者ともいえます。

しかし、農林水産業は、採算性の低下、産業構造の転換などの理由により、その持続性が危ぶまれています。今後も、農地、山林等の多面的な機能を維持するとともに、人と自然との共生に向けた先人の知恵と伝統を守っていくためには、農林水産業を維持活性化していくことが必要です。

令和5(2023)年4月に、市内農業大学校敷地で供用開始された県「農林業の知と技の拠点^{*1}」では、即戦力人材の確保・育成や、新技術の開発・普及、6次産業化^{*2}の推進などに取り組んでいます。この新たな拠点が形成されたことを契機として、関係機関と連携した担い手対策や省力化技術の導入などを促進し、本市農林業の活性化に努めます。また、水産業についても、山口県や山口県漁協などの関係機関と連携し、持続可能な漁業生産体制を整備します。

取組の方針

私たちは、人と自然との共生において重要な役割を果たす農林水産業の持続的な発展を図るため、「農林水産業の基盤整備と担い手の育成」を促進します。

【市民の取組】

○食育^{*3}、間伐材利用、魚介類の種苗放流^{*4}イベントなどを通じて、農林水産業への関心と理解を深めます。

【事業者の取組】

- 用排水路、漁港、林道など必要な設備の維持管理に努めます。
- 事業規模の拡大、事業の効率化、販路の開拓など経営基盤の強化を図ります。
- 新規就業希望者への研修などに積極的に協力します。
- 有機栽培^{*5}や減農薬栽培^{*6}など消費者の安全・安心のニーズに合った生産に努めます。
- 遊休農地^{*7}の管理に当たっては、景観植物の栽培、地域が利用する菜園化などに努め、住宅地域との交流を図ります。
- 造林、保育、間伐など森林の状況に応じた、適正な森林管理に努めます。
- 魚網、廃船などの適正な処分を行うとともに、海底清掃や浮遊物などの回収清掃、

藻場の再生などに努め、水産資源の維持に向けた漁場の保全を図ります。	
【行政の取組】	
農地、農家の現状把握と整備	・農地、農家の現状を把握するとともに、その情報が有効活用されるよう整備します。
農業の生産基盤整備と経営基盤強化	・用排水路、農道、暗渠排水、樋門、水門、ため池等の維持・改良を促進します。 ・「農林業の知と技の拠点」で生み出される研究成果や新技術の効果的な普及を促進します。 ・土地利用型農業^{※8}の推進のため、農地の集積による生産条件の改善と生産効率の向上を図るほ場整備^{※9}に積極的に取り組めます。 ・新規就農者の受皿となる集落営農法人や連合体などの設立・活動を支援します。 ・スマート農業^{※10}技術の導入や乾田直播^{※11}など、省力化による生産コスト低減に向けた取組を支援します。 ・担い手定着を図るため、農業者の所得向上と安定経営に向けた、農地集約の促進や総合的な支援を行います。 ・農村の有する多面的機能^{※12}の維持・発揮をするため、日本型直接支払制度^{※13}の普及・促進をします。
地域農林水産業の担い手の育成	・県「農林業の知と技の拠点」やJ A山口県などと連携し、新規就業者の就農準備から定着までの伴走支援を行います。また、担い手の定着に向けた農業者の所得向上や安定経営への総合的支援を行います。 ・防府市農業公社を中心に、担い手育成や耕作放棄地対策を行い、土地利用型農業を推進します。 ・県や山口県漁協などと連携し、新規漁業就業者の確保や自立化へ向けた支援を実施します。
農林水産業への理解促進	・地元の旬の食材を使用した、学校給食の提供や、料理教室の開催など、食育活動につながる機会を提供し、農林水産業への市民の理解促進を図ります。 ・防府市農業公社で耕作した米を学校給食へ提供します。 ・山口県漁協等と連携し、漁協海藻（草）類を食害するアイゴを食用として活用する「アイゴプロジェクト」に取り組めます。
鳥獣被害防止対策	・鳥獣による農作物等への被害の防止を図ります。
森林の保全・利用	・防府市森林整備計画^{※14}に基づく森林の整備・保護を進めます。 ・森林環境譲与税^{※15}などを活用して、繁茂竹林の伐採などを実施し、里山の整備をします。 ・市有林の現況を把握するとともに、必要な管理を行います。

	・森林管理巡視員※¹⁶制度を活用するとともに、必要な助成を行い民有林の保育を促進します。 ・佐波川の清流保全のため周辺の森林整備を行う団体などへの支援を行います。 ・造林、保育、伐採等に必要な林道を計画的に整備します。
農業・水産業の拠点整備	・水産市場隣接地に青果市場を移転し、水産市場・青果市場・潮彩市場が一体となった、一次産業の拠点を整備します。
道の駅「潮彩市場防府」の活性化及び利用	・施設の機能強化により、防府市水産総合交流施設（道の駅「潮彩市場防府」）の魅力向上を図ります。
漁港施設の基盤整備	・漁港施設の機能保全計画に基づき、基盤整備の強化を図ります。
水産資源の維持・増大	・キジハタやヒラメの種苗放流や藻場の再生保全などの漁場環境整備などにより、水産資源の維持・増大を図ります。

関連施策（第6次防府市総合計画における施策）

重点プロジェクト ○「農林業の知と技の拠点」を活かした農林業の活性化、
○せとうちの地魚を活かした水産業の振興、
○農業・水産業の拠点整備

分野別施策 ○環境の保全、○農林水産業の振興

関係計画

○防府農業振興地域整備計画、○防府市鳥獣被害防止計画、○防府市森林整備計画

-
- ※1 **農林業の知と技の拠点**：農林業を取り巻く課題に的確に対応するため、農業試験場、農業大学校、林業指導センターを統合し、即戦力人材の育成と先進技術の開発に一体的に取り組む山口県の農林業拠点施設。
- ※2 **6次産業化**：農林漁業者が、自ら加工や流通に取り組み、経営の多角化を進めることで所得の向上を目指すこと。
- ※3 **食育**：健全な食生活の実現や食文化の継承などを目的として、「食」に関する様々な知識と「食」を選択する判断力を身に付けるための取組。
- ※4 **種苗放流**：稚魚、稚貝などを生産し、自然の減耗率の高い発育段階を保護した後に、漁場に放流すること。資源の維持・増大を目指す目的で行われている。
- ※5 **有機栽培**：化学合成農薬と化学肥料を使用しないで行われる栽培。
- ※6 **減農薬栽培**：各地域の慣行的に行われている農薬の使用状況に比べて、農薬の使用を減らして行われる栽培。
- ※7 **遊休農地**：1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地。
- ※8 **土地利用型農業**：栽培作業が機械化に適し、大規模に展開される農業
- ※9 **ほ場整備**：農業の効率化を促進するために実施する農地の区画整理
- ※10 **スマート農業**：AI（人工知能）、ICT（情報通信技術）などの先端技術を活用し、作業の超省力化や生産性の向上を図る農業のこと。
- ※11 **乾田直播**：畑状態で播種し、一定期間後に水を張る栽培技術。田植えに加え、代かき（田に水を入れ、土を砕いて均平にする作業）も不要になるため省力化が図れる。
- ※12 **多面的機能**：生物多様性の保全、土砂災害防止、水源涵養など多くの機能を有すること
- ※13 **日本型直接支払制度**：地域の共同活動、中山間地域などにおける農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する制度
- ※14 **防府市森林整備計画**：地域住民等の理解と協力を得つつ、県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的に、本市における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施策に関する指針等を定めた計画。
- ※15 **森林環境譲与税**：市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされている。本税により、山村地域のこれまで手入れが十分に行われていなかった森林の整備が進展するとともに、都市部の市区等が山村地域で生産された木材を利用することや、山村地域との交流を通じた森林整備に取り組むことで、都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や、山村の振興等につながる事が期待されている。
- ※16 **森林管理巡視員**：森林が受ける被害の未然防止や早期発見、山地被害の未然防止、間伐が遅れている森林の調査などを行う巡視員。

3-3 自然環境の保全 進捗管理指標

	基準年度	現状	中間目標	最終目標
	令和2年度	令和7年度	令和8年度	令和13年度
外来種を自然環境に持ち込まないよう意識している市民の割合 ^{注1}	69.9%	76.5%	—	100%
記念植樹本数	1,644本 (累計)	1,771本 (累計)	1,794本 (累計)	1,919本 (累計)
2050年の森づくりプロジェクト参加人数 ^{注2}	—	239人	300人	500人
自然観察教室等の開催回数・参加人数(年間) ^{注3}	4回／ 52人	11回／ 285人	10回／ 150人	15回／ 360人
農林漁業新規就業者数(累計)	20人	39人	50人	75人

注1 令和8年度の計画中間見直しで追加

注2 市の方針として、「2050年の森づくりプロジェクト」に注力していくことから、令和8年度の計画中間見直しで指標を「森林ボランティアの参加人数」から変更。※森林ボランティアは継続。

注3 開催回数・参加人数ともに増えていることから、令和8年度の計画中間見直しで最終目標を上方修正(12回/180人→15回/360人)

コラム

自然観察教室

防府市青少年科学館ソラール^{※1}では、植物や昆虫などをテーマとした自然観察教室を年間を通じて行っています。こどもから大人まで幅広い年代の方々が楽しみながら参加をされています。



ソラールでの自然観察教室

※1 防府市青少年科学館（ソラール）：市民の科学及び科学技術に関する知識の普及並びに啓発を図るとともに、創造性豊かな青少年を育成することを目的とする施設。

3-4 生活環境の保全

本市は、かつてのような深刻な環境汚染を引き起こす大規模な産業型公害※¹の問題はなくなりましたが、日常の生活や事業活動に伴う排ガス、排水、騒音・振動などは、現在もなお、日常生活に密接に関係した「身近な公害」となっています。

市民一人ひとりが健康で快適な生活を送るためには、空気や水、土等は、有害物質に汚染されず安全であることが必須です。

市民の生活環境に影響を及ぼす大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭などの防止や有害物質対策を推進することで、安全で健康かつ快適に過ごしていけるまちを目指します。

コラム

防府市の環境

本計画の進捗状況を確認するため、年度ごとに作成しています。

現在、市を取り巻いている大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭といった環境状況を市や県で行った調査を基に、詳しく記載をしています。

市政情報閲覧コーナー（市役所本館1階）、市ホームページ等で閲覧できます。



令和8(2026)年度に配布した
防府市の環境（第55集）

※1 産業型公害：事業活動にともなって発生する公害。

(1) きれいな空気の確保

現状と課題

大気汚染については、ばい煙^{*1}、粉じん^{*2}等の規制が続けられており、近年は比較的良好な状況で推移していますが、今後も規制、監視・測定を続けるとともに、より幅広い対策を講じる必要があります。

また、ダイオキシン類^{*3}、揮発性有機化合物^{*4}などの化学物質の適正管理や悪臭対策についても、規制が続けられていますが、配慮に欠けた事業活動などによる公害苦情が発生しています。

これらの問題は、より身近な場所が発生源となることが多く、また、影響の受け方に個人差があることから、問題に関する理解を深めることが必要となっています。

さらには、近年、北東アジアの大気環境の悪化を背景とした微小粒子状物質（PM_{2.5}）等の汚染物質の越境が問題となっており、正確な情報の把握や注意喚起情報の速やかな周知が求められています。

取組の方針

私たちは、自らが発生させる大気汚染物質、悪臭、人に悪影響を与える化学物質の飛散を最小化するとともに、周囲への影響に注意を向けることにより、「きれいな空気の確保」を図ります。

【市民の取組】

- たき火、バーベキューなど、一過性の燃焼行為であっても、周囲への影響を考慮します。
- ペットの臭いが周囲の迷惑にならないよう配慮します。
- 塗料、接着剤など、化学物質を含む製品は、適正に使用、保管します。
- 県や市が公表している大気汚染の観測結果等に関心を持ち、注意情報等が出ている時は外出を控えるなど、適切な行動を行います。

【事業者の取組】

- 工場などの大気汚染物質発生施設を適切に管理し、大気汚染を未然に防止します。
- 市と環境保全協定^{*5}を締結し、環境の保全に努めます。
- 農林水産業を営む上で、やむを得ず行う廃棄物の焼却であっても、周囲への影響に配慮します。
- ばい煙、粉じんの発生に当たっては法令を遵守するとともに、環境への負荷の低減を図ります。
- 悪臭の発生について、法令を遵守するとともに、その防止を図ります。
- 悪臭の発生のおそれがある事業場等の設置に当たっては、周辺の既存住宅等の状況を確認し、適切な場所の選定に努めます。
- 揮発性有機化合物を扱う際は、適正に使用、管理します。

【行政の取組】	
大気環境の調査・測定	・県と協力し、ばい煙、粉じん等の大気汚染物質の発生施設を監視するとともに、大気環境の状況を注視します。 ・市ホームページ等により、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、光化学オキシダントに関する情報の提供を行うとともに、県から発令される注意喚起情報の速やかな周知に努めます。
悪臭等防止対策	・規制地域の指定などにより、悪臭の防止を図ります。 ・一定規模以上の事業所^{※6}である「環境保全協定」締結事業所については、立入調査等により監視・指導を行います。 ・大気汚染、悪臭などに関する公害苦情へ適切に対応するとともに、その解決に努めます。
ダイオキシン等発生抑制	・県と協力し、ダイオキシン類対策に向けた適正な焼却炉利用やアスベスト^{※7}を含む建設材の適正処理などについて、監視・指導に努めます。
化学物質の適正管理の推進	・化学物質による人の健康や生物の多様性に有害な影響について、その情報の収集と提供に努めるとともに、注意が必要な製品の適正な使用、管理の周知を図ります。
土地利用の適正化	・工場、事業所が適正に配置されるよう、調和のとれた土地利用の促進を図ります。

関連施策（第6次防府市総合計画における施策）

分野別施策 ○環境の保全、○適正な土地利用の推進

関係計画

○防府市の都市計画に関する基本的な方針、○防府市立地適正化計画、○防府市森林整備計画

-
- ※1 **ばい煙**：燃料の燃焼などによって発生し、排出されるすすと煙。大気汚染防止法による規制の対象物質で、対策として排出基準、総量規制基準、燃料使用基準が設けられている。
- ※2 **粉じん**：大気中に浮遊する微細な粒子状の物質の総称。大気汚染防止法では、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたき積に伴い発生し、又は飛散する物質。
- ※3 **ダイオキシン類**：ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）の略称であるダイオキシンのほか、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の総称。
- ※4 **揮発性有機化合物**：揮発性があり大気中で気体状になる有機化合物の総称。光化学反応によって光化学オキシダントを発生させるほか、土壌・地下水汚染の原因となる。
- ※5 **環境保全協定**：防府市環境保全条例に基づいて、環境の保全上の支障を防止するため、必要に応じ市と事業者が締結する環境の保全に関する協定。
- ※6 **一定規模以上の事業所（「環境保全協定」の締結を市から働きかける事業所の規模）**：
- 1 水質汚濁防止法及び山口県公害防止条例に規定する污水等に係る特定施設を設置する工場又は事業場のうち、①カドミウム等の有害物質を製造し、使用し、若しくは処理するもの。
 - ②1日当たりの平均的な排出水の量が100m³以上のもの。
 - 2 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設を設置する工場又は事業場のうち、燃料用重油の年間使用量が300kg以上のもの。
 - 3 騒音、振動について特に静穏の保持が必要と認められる工場又は事業場。
 - 4 悪臭防止法に定める特定悪臭物質を発生する工場又は事業場。
 - 5 その他市長が環境の保全をするうえで特に必要と認められる工場又は事業場。
- ※7 **アスベスト**：天然の繊維状鉱物。建物の耐火材や断熱材として幅広く使用されてきたが、呼吸により肺の組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て健康障害を引き起こすおそれがある。



(2) きれいな水の確保

現状と課題

水質汚濁については、特定の排水処理施設への規制や、下水道の整備と合併処理浄化槽の普及による生活排水処理率^{※1}の向上により環境への負荷は低減されてきており、一定の改善を見せています。特に佐波川は、水道水源として重要な役割を担い、市民生活に潤いと安らぎを与えてくれる存在であることから、佐波川の清流を保全し、後世に引き継ぐことを目的に、平成13(2001)年に「防府市佐波川清流保全条例」を制定し、水質汚濁防止などの取組を進めており、佐波川の水質は望ましい状況を維持しています。また、海域についても、令和6(2024)年には測定したすべての地点で環境基準を達成するなど、改善がみられます。しかし、身近な河川・水路での悪臭の発生や生物の生息・生育への悪影響に端を発する水質に関する公害苦情が発生しており、きめ細かい対策の重要性も高まっています。

地下水をはじめとする水環境への影響が大きい土壤汚染については、一部の地域でテトラクロロエチレン^{※2}による汚染が引き続き確認されています。その他の地域では、問題は確認されていませんが、問題が潜在している可能性があることから、土地利用者等による土壤汚染状況の把握が求められています。また、近年関心が高まっている有機フッ素化合物(PFAS)^{※3}については、国の専門家会議の動向を注視しながら、適切に対応していく必要があります。

取組の方針

私たちは、日常生活・事業活動に伴う排水の浄化を図るとともに、水質と土壤の汚染状況を確認することにより、「きれいな水の確保」を図ります。

【市民の取組】

- 公共下水道区域では水洗化に、公共下水道区域外では合併処理浄化槽の設置に努めます。
- 設置した浄化槽は適正に管理します。
- 調理くずや使用済み食用油は流さず適正な処理に努めます。
- 洗剤は量を量って正しく使うよう努めます。
- 飲用井戸の利用に当たっては、定期的な水質検査を行います。
- 悪臭の発生防止のため、身近な河川・水路の清掃に努めます。

【事業者の取組】

- 排水に当たっては、法令を遵守するとともに、環境への負荷の低減を図ります。
- 悪影響を及ぼすおそれのある化学物質を含む製品（農薬、化学肥料、洗剤等）の使用に当たっては、水質、土壤の汚染防止を図ります。
- 地下水の採取に当たっては、持続的な利用に向けた配慮を行います。
- 地下水の利用に当たっては、適切な水質検査を行います。
- 土地の売買、造成等に当たっては、土壤の汚染状況の確認に努めます。

【行政の取組】	
水質汚濁防止の指導	・水質汚濁、土壤汚染などに関する公害苦情へ適切に対応するとともに、その解決に努めます。 ・浄化槽設置後の維持管理について、点検の啓発を行います。
水質環境の調査・測定	・県と協力し、特定施設を監視するとともに、水質環境の状況を注視します。 ・県と協力し、地下水や土壤の汚染状況の把握に努めるとともに、土地所有者等による土壤汚染調査の促進を図ります。また、地下水汚染等が判明したときは、汚染原因を調査し、汚染物質の除去及び汚染の拡散防止を図ります。 ・一定規模以上の事業所である「環境保全協定」締結事業所については、立入調査等により監視・指導を行います。
公共下水道の整備	・公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の計画的な整備を進めます。 ・下水道施設の継続的な安定利用のため、防府市下水道ストックマネジメント計画※⁴による適正な維持管理や老朽化施設の更新を行い、施設管理の最適化を図ります。 ・公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽設置整備事業を推進します。

関連施策（第6次防府市総合計画における施策）

分野別施策 ○環境の保全、○上下水道の整備

関係計画

○防府市上下水道ビジョン、○生活排水処理基本計画、
○防府市下水道ストックマネジメント計画、
○防府市公共下水道事業計画、○循環型社会形成推進地域計画



一級河川佐波川



浄化センター

- ※1 **生活排水処理率**：下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などにより、し尿及び生活排水が衛生的に処理されている人口の割合。
- ※2 **テトラクロロエチレン**：ドライクリーニングの洗剤、金属の脱脂乾燥剤、塗料除去剤として広く用いられる物質。難分解性のため、自然界に残留して人の健康への影響が懸念される土壤・地下水汚染を引き起こすことがある。
- ※3 **有機フッ素化合物(PFAS)**：炭素とフッ素が結びついた有機化合物のことで、そのうちペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼ぶ。人の健康や動植物の生育に影響を及ぼす可能性が指摘されている。
- ※4 **防府市下水道ストックマネジメント計画**：長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としている。

(3) 静穏の保持

現状と課題

私たちが日常の生活と事業活動に求める静穏を阻害する騒音と振動は、同じく日常の生活と事業活動の中から発生しています。法令上の規制等により、特定の施設や建設作業、さらには航空機における騒音・振動対策は、着実に図られていますが、一時的に発生する大きな騒音・振動や鉄道騒音、低周波騒音^{*1}などの問題により、騒音・振動に係る公害苦情が引き続き発生しています。

その一方、生活様式と価値観の多様化が進む中、それぞれが求める静穏の程度等についても多様化しており、騒音・振動に係るトラブルの解消に向けては、地域内におけるコミュニケーションの活発化による相互理解が必要となっています。

取組の方針

私たちは、日常の生活・事業活動で発生する騒音・振動を抑制するとともに、お互いの生活と事業活動への理解に努めることにより、「静穏の保持」を図ります。

【市民の取組】

- テレビ、ピアノなど楽器、ペットの鳴き声などが、騒音とならないようにマナーを守ります。
- 夜間勤務や、介護、育児などによる多様な生活様式について、隣近所とのコミュニケーションを通じ、相互理解を深めます。

【事業者の取組】

- 騒音・振動の発生する施設、作業について、法令を遵守するとともに、騒音・振動の防止に努めます。
- 騒音・振動の発生のおそれがある事業場等の設置に当たっては、周辺の既存住宅等の状況を確認し、適切な場所の選定に努めます。
- 騒音・振動に対する感覚的な影響への配慮に向け、近隣とのコミュニケーションを大切にします。

【行政の取組】

騒音の調査・測定	・騒音調査を実施し、実態の把握を行います。 ・一定規模以上の事業所である「環境保全協定」締結事業所については、立入調査等により監視・指導を行います。
騒音・振動防止の推進	・規制地域の指定などにより、騒音・振動の防止を図ります。 ・特定施設及び特定建設作業について、適正な届出が行われるよう確認・指導します。 ・騒音・振動に関する公害苦情へ適切に対応するとともに、その解決に努めます。
土地利用の適正化	・工場、事業所が適正に配置されるよう、調和のとれた土地利用の促進を図ります。

関連施策（第6次防府市総合計画における施策）

分野別施策 ○環境の保全、○適正な土地利用の推進

関係計画

○防府市の都市計画に関する基本的な方針

3-4 生活環境の保全 進捗管理指標

	基準年度	現状	中間目標	目標年度
	令和元年度	令和7年度	令和8年度	令和13年度
光化学オキシダントの環境基準超過日数	68日／年	66日／年 (令和6年度)	50日／年 以下	0日／年
水質に係る環境基準の達成率 (海域 化学的酸素要求量 (COD))	83%	100% (令和6年度)	83%	100%
污水处理人口普及率 注1	89.07%	93.96%	95.2%	97.6%
合併処理浄化槽設置基数 (年間) 注2、3	126基	59基	80基	80基
騒音に係る環境基準の達成率 (一般地域)	82.1%	85.7%	93%	100%
騒音に係る環境基準の達成率 (道路に面する地域、面的 評価(昼間・夜間ともに基 準値以下の戸数の割合)) 注4	97.1%	98.1%	98%以上	100%

注1 污水处理施設の処理人口の人口に対する割合。国の考え方の変更を反映した「防府市公共下水道事業計画」の目標指標の変更に伴い、令和8年度の計画中間見直しで指標を「公共下水道整備率(公共下水道事業計画で示していた予定処理区域の面積に対する当該年度末に整備した面積)」から変更。

注2 公共下水道事業計画区域外において個人からの申請により合併処理浄化槽の補助金を交付した件数。

注3 市街化調整における開発行為の許可の基準の厳格化による新築の補助申請件数の減少を反映した「防府市循環型社会形成推進地域計画」の計画基数の変更に伴い、令和8年度の計画中間見直しで中間目標と最終目標を見直し(160基→80基)。

注4 道路に面する地域において、騒音の環境基準がどの程度満足しているかを示す評価方法。道路から50mの範囲にある住居等を対象に実測値や推計により、環境基準に適合する戸数の割合を算出して評価する。

※1 低周波騒音：人の耳には感知し難い低い周波数(0.1Hz～100Hz)の空気の振動による騒音。低周波振動、低周波音とも言う。

3-5 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進

良好な環境を将来に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが環境問題の本質を理解し、正しい知識を身に付け、日常生活において環境に配慮した行動につなげていくことが重要です。

本市では、学校における児童・生徒を対象とした環境教育や、市民を対象とした環境講座の推進に加え、各種イベントの開催や広報誌の作成・配布など、環境に関する情報を継続的に発信し、環境意識の啓発を行うことにより、本市の恵み豊かな自然環境を持続可能なものとして次世代に引き継ぐことのできる人材の育成に努めます。



持続可能な開発のための教育（ESD※¹）の視点

出典：環境省「こども環境白書」



ソラールと共催で開催している環境学習特別講座
 （左：向島での「海洋ごみを調査せよ！」 右：佐波川での「植物調べ」）

※1 ESD (Education for Sustainable Development) : 「持続可能な開発のための教育」と訳され、環境、貧困、人権、平和、開発といった、現代社会の様々な課題を自らの課題ととらえ、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。



(1) 環境教育・環境学習の浸透

現状と課題

現在の環境問題の多くは、日常の生活や事業活動が大きく影響しており、これらを解決していくためには、それぞれが環境の保全について積極的に学習し、環境問題への理解を深め、それぞれの生活・事業活動に合った取組を進めていくことが重要です。

市内の小学校では、授業の中や環境副読本^{*1}、図書館の蔵書を通じた、海洋プラスチックごみや身近な生態系、環境に配慮した生活などの学習、小中学校や幼稚園・保育園では緑のカーテン育成による地球温暖化対策の取組が行われています。しかしながら、近年、環境に関する世界情勢の変化は目まぐるしく、新しい取組や政策が始まる中で、自ら情報を収集することの重要性が増しています。

このため、環境教育・環境学習の推進に当たっては、「持続可能な開発のための教育（E S D）」の視点に立ち、今日の環境問題を「自分のこと」として捉え、分野や主体、世代を超えて、環境にやさしい行動を主体的に実践できる人づくり・人の輪づくりを進める必要があります。

また、環境意識調査において、環境教育・環境学習を受ける機会が充実していると回答した割合は3割にとどまっており、参加していると回答した割合は全体の1割強と少ないことから、様々な主体による学習機会の創出と市民が関心を持って参加できる環境教育・環境学習の場づくりに努める必要があります。

取組の方針

私たちは、環境について積極的に学ぶとともに、多様な主体、題材、場所による環境教育・環境学習の機会を数多く設けることにより、「環境教育・環境学習の浸透」を図ります。

【市民の取組】

- 環境教育・環境学習会や環境イベント、環境調査、市民一斉清掃や佐波川一斉清掃などの環境活動に積極的に参加します。
- 「聞いて得するふるさと講座（出前講座）^{*2}」や『ほうふ幸せます人材バンク^{*3}「指導者バンク」』を活用し、地域、職場などの身近な集まりの中で、環境教育・環境学習の場を積極的に設けます。
- 知識と経験を活かし、環境教育・環境学習の場を積極的に設けるとともに、『ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」』への登録など環境教育・環境学習の取組への協力に努めます。
- カーボンニュートラルやSDGsなど、環境を取り巻く情勢について、正しい理解と実践に努めます。

【事業者の取組】

- 従業員に対する環境教育を進めます。
- 市民一斉清掃や佐波川一斉清掃などの環境保全活動に積極的に参加します。

○事業場の見学など、環境教育・環境学習の取組への協力に努めます。 ○専門的な知識と技術又は自らの製品・商品を活かした環境教育・環境学習の場の創出に努めます。	
【行政の取組】	
環境教育・環境学習機会の提供	・防府市青少年科学館（ソラール）の施設機能の充実により、幼児から高齢者までを対象とした科学教育の推進を通じ、環境教育・環境学習の機会提供を図ります。 ・防府市クリーンセンターや上下水道施設などを活用し、学校や地域からの施設見学を受け入れるなど、環境教育・環境学習の機会を提供します。 ・幅広い年齢層へ環境学習の機会を提供できるよう、効果的な情報発信・共有に努めます。
環境教育・環境学習の充実	・SDGsなどの環境を取り巻く情勢を踏まえた環境副読本の作成や活用などにより、学校教育の中で環境学習、環境教育への取組を進めます。 ・小・中学校を対象に学校給食牛乳パックのリサイクルなどによるエコスクール事業を行います。 ・小・中学校図書館と防府市立図書館に、脱炭素等に関連する書籍などを紹介するコーナーを設置します。 ・「生涯学習ボランティア養成講座」や『ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」』、「聞いて得するふるさと講座（出前講座）」などを通じた環境教育や、民間事業者、民間団体、教育機関等との連携により、環境学習を促進します。 ・環境を取り巻く情勢や、優れた取組事例など、環境に関する情報を広く周知し、自主的な取組を促進します。

関連施策（第6次防府市総合計画における施策）

分野別施策 ○環境の保全、○生涯学習の推進

関係計画

○防府市生涯学習推進計画

※1 環境副読本：防府市が作成する小学5年生を対象とした環境学習教材。

※2 聞いて得するふるさと講座：市民等の団体・グループからの要請に基づき、市職員を講師として派遣し、行政情報等を提供する制度。

※3 ほうふ幸せます人材バンク：「指導者バンク」（注1）と「支援者バンク」（注2）を一体的に運用することで市民の生涯学習のきっかけづくりを推進し、地域とともにある学校づくり及び地域づくりを支援する制度。

（注1）指導者バンク 生涯学習に関する専門的な知識や経験、技能のある個人及び団体を登録し、学習を希望するグループ、学校及び地域へ派遣する制度。

（注2）支援者バンク 社会貢献あるいは自己実現を図りたいと考える個人及び団体を登録し、学校や公民館で様々な活動の支援を行う制度。

3-5 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進 進捗管理指標

	基準年度	現状	中間目標	最終目標
	令和2年度	令和7年度	令和8年度	令和13年度
環境に関する講座の開催回数・参加人数 ^{注1}	5回／ 60人	21回／ 340人	15回／ 225人	22回／ 400人
環境保全活動を行っている団体数	36団体 (令和元年度)	29団体	40団体	50団体

注1 開催回数・参加人数ともに増えていることから、令和8年度の計画中間見直しで最終目標を上方修正（18回/270人→22回/400人）



市職員による高校での授業



市立図書館に設置した書籍コーナーと展示

3-6 ほうふの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進

市内には、E V等次世代自動車の製造企業やバイオマスの混焼発電所^{※1}、企業による森林保全活動、CLT^{※2}工法^{※3}による建築物等、カーボンニュートラルに向けた先進的な取組を行う企業があります。将来にわたって持続可能な地域づくりを推進するためには、このようなほうふの特性も活用・支援しながら、環境に配慮した産業の育成などにより、地域の活性化を図ることが重要です。

また、持続可能な地域づくりは、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で行える活動を着実に実施していくとともに、各主体間の連携・協働により環境保全活動を効果的に展開していくことが求められます。

市民一斉清掃や地域の環境活動など、自治会等による環境活動の推進を図るとともに、市民や事業者による環境活動を支援します。

コラム

環境保全活動

5月中旬の日曜日（令和5（2023）年度までは7月の第1日曜日）に「市民一斉清掃」として市と防府市快適環境づくり推進協議会を中心に桑山や佐波川の清掃活動を行っています。

令和8（2026）年度は6,509人の参加がありました。



市民一斉清掃の様子



佐波川一斉清掃の様子

※1 混焼発電所：石炭とバイオマス燃料など、異なる燃料を混ぜて発電する発電所。

※2 CLT：直交集成板。木の板を繊維方向が直角に交わるように重ねて接着したパネルのこと。

※3 CLT工法：コンクリートや鉄に比べ、木材は製造時のエネルギー量が少なく、CO₂の発生量が抑えられるほか、再利用が可能であることや、森林資源を最大限活用できることから、環境にやさしい工法とされる。

(1) 自主的な取組と協働の輪の拡大

現状と課題

持続可能な地域社会の構築に向けては、環境の保全と経済の発展がお互い良い影響を与えながら継続的に推進されることが不可欠です。そのためには、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの現状に見合った環境保全活動を自主的に行うとともに、連携・協働し、環境保全に取り組むことが重要です。

さらに、人々の生活様式と価値観の多様化が急速に進む中、自主的・主体的な環境配慮行動を促進するためには、市民・事業者・行政における共通の認識と公平な負担のもと、具体的な取組での協働を通じて、各主体の相互理解を図ることも必要となります。

取組の方針

私たちは、それぞれが自主的に活動するとともに、他者とのコミュニケーションを大事にすることにより、「自主的な取組と協働の輪の拡大」を図ります。

【市民の取組】

- 環境保全に向けた取組を自主的に行います。
- 情報誌やインターネットなどにより、環境に関する情報収集を行います。
- 地域、職場などの身近な集まりでのコミュニケーションを大切にします。
- 多様なコミュニティに積極的にに関わり、お互いの価値観の理解を深めます。
- ボランティア活動やNPO※¹活動に積極的に参加します。

【事業者の取組】

- 環境の保全に向けた取組を自主的に行います。また、取組を進めるに当たっては、地域、行政等との協働に努めます。
- 地域住民とのコミュニケーションを大切にし、お互いの価値観の理解を深めます。
- NPO・ボランティア活動への支援を行います。
- 従業員のボランティア活動を理解し、積極的な取組を勧奨します。

【行政の取組】

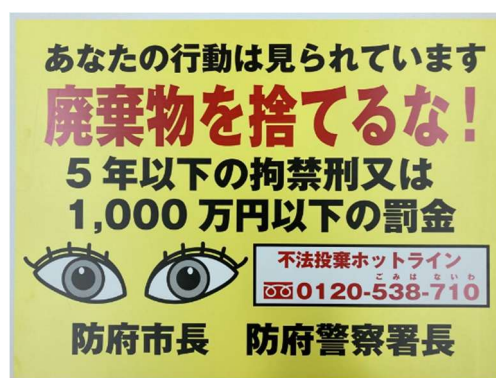
環境に配慮した自主的・主体的な取組の推進

- ・防府市市民活動支援センター※²の市民活動支援機能を充実し、ボランティアのきっかけづくりやボランティア募集团体とボランティア活動希望者のマッチングなど、自主的な市民活動と、防府市協働事業提案制度の活用等による市民との協働を推進します。
- ・一般家庭から排出された廃棄物を自ら搬入する自治会への補助金交付、営利を目的としない住民団体の自主的な資源ごみの回収活動への補助金交付等を通じ、地域の環境活動を促進します。
- ・「環境保全協定」の締結とその運用により、事業所における自主的な環境保全活動を促進します。

市民・事業者への環境意識啓発	・地球温暖化対策に向けた市民運動などを中心に、環境保全活動のきっかけづくりを行います。 ・啓発看板の作成、無料配布を行うなど、市民、事業者による環境意識に関する啓発活動を促進します。
地域による環境活動の支援	・地域の環境活動（自治会の一斉清掃に伴う土砂や雑草の回収）や道路維持管理作業など、自治会による地域の活動を支援します。 ・快適環境づくり推進協議会と連携し、一斉清掃などを通じた環境活動を支援します。 ・市民一斉清掃などにより、地域における環境美化促進と衛生意識の高揚を図ります。

関連施策（第6次防府市総合計画における施策）

分野別施策 ○防災対策の推進、○環境の保全、○循環型社会の形成、
○自主的・主体的な市民活動の促進



各種 啓発用看板

※1 NPO：Non-Profit Organization の略。ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。
 ※2 防府市市民活動支援センター：市民活動の促進支援、活性化を図るため、人材養成・育成や情報収集・発信、活動の場の提供などを行う業務の拠点。

(2) 環境に配慮した産業の育成

現状と課題

産業革命以降の産業技術の発達、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会をつくり、その結果、かつての深刻な産業型公害を引き起こすとともに、化石燃料、生物資源の枯渇が懸念されています。

しかし、現在においては、環境汚染からの回復や自然環境の再生、そして省エネルギー・省資源の推進について、産業技術の発達により達成されることが期待されています。

また、市域の自然環境のほとんどが、人の生活と密接な関係にある本市にとって、自然・生物等の地域資源の保全のためには、地域社会の維持が必須です。少子高齢化と産業構造の転換が進む中、地域の主体的・自立的な経済活動に向け、地域の特色と資源を活用した新たな産業振興が求められています。

取組の方針

私たちは、環境の保全に貢献する技術の発達とその普及や、自然・生物等の地域資源と共にある地域社会の維持のため、「環境に配慮した産業の育成」を図ります。

【市民の取組】

- エンカル消費^{※1}などの消費行動を通じて、環境の保全に貢献する新たな商品の普及に協力します。
- 地域の自然を活かした産業への理解を深めます。
- 防府ブランドの商品をはじめ、地元で生産された食材や物品を優先して購入します。

【事業者の取組】

- 環境の保全を付加価値とした製品・商品の開発、製造、販売に努めます。
- 地域の資源を再評価し、防府市ならではの製品・商品の開発、製造、販売に努めます。
- 異業種との交流を活発化し、新たな事業展開の創出に努めます。
- 新たな事業の開始、事業の拡大に当たっては、地域の雇用の創出に努めます。
- 環境の保全に配慮した施設設備・運営管理を進めます。

【行政の取組】

地域資源を活用した観光振興	・地域資源を再評価し、本市の特性を活かす観光振興を図ります。
地産地消の推進	・安全・安心で新鮮な旬の地元食材についての情報を発信します。 ・消費者グループと協働し、生産者と消費者の交流事業を実施します。 ・地元産食材の購入が脱炭素につながることの周知をすすめます。

	・春菊や小松菜など地元農産物の消費拡大促進のため、朝市などを実施します。 ・「やまぐち農林業の知と技の拠点祭」や「ハモフェス※²」などを活かし、地産地消の意識を醸成します。 ・水産市場と連携し、ハモなどを活用しての地魚の消費拡大を促進します。 ・学校給食に防府市農業公社で耕作した米を提供するなど、地元食材を積極的に活用します。
地元製造品の普及	・防府ブランド“幸せます”※ ³ の活用を促進し、地元製造品の普及率を向上させるための支援を行います。
環境マネジメントの普及促進	・公共工事等の事業者選定の際に、環境マネジメントシステム※ ⁴ 取得事業者を評価する制度を推進します。

関連施策（第6次防府市総合計画における施策）

分野別施策 ○農林水産業の振興、○商工業・サービス産業の振興、
○中小企業の振興、○観光の振興、○交通ネットワークの整備

関係計画

○防府市中小企業振興基本計画、○防府市観光振興基本計画

3-6 ほうふの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進 進捗管理指標

	基準年度	現状	中間目標	最終目標
	令和2年度	令和7年度	令和8年度	令和13年度
ボランティア活動やNPO活動などに積極的に参加している市民の割合	21% (令和元年)	15.6%	30%	40%
積極的に地元産の食材を購入している市民の割合	67.2%	65.5%	75%	85%

※1 エシカル消費：「倫理的消費」ともいい、フェアトレード商品やエコ商品、リサイクル製品、被災地産品など、人や社会、地域環境に配慮して作られたものを積極的に購入又は消費すること。また、太陽光や風力といったクリーンな自然エネルギーの利用も環境への負荷が少ない消費である。

※2 ハモフェス：防府のハモ（鱧）の魅力を伝えるイベント。

※3 幸せます：「幸いです。うれしく思います。助かります。ありがたいです。便利です。」の意味で使用されている山口県の方言。防府商工会議所がこの語に「幸せが増す」という意味を付け加えて防府の地域ブランドとし、地域活性化のため様々な取組を行っている。

※4 環境マネジメントシステム：組織が環境関連法令等の規制を遵守するだけでなく、自主的かつ積極的に環境保全のために行動を計画・実行・評価する一連の仕組み。

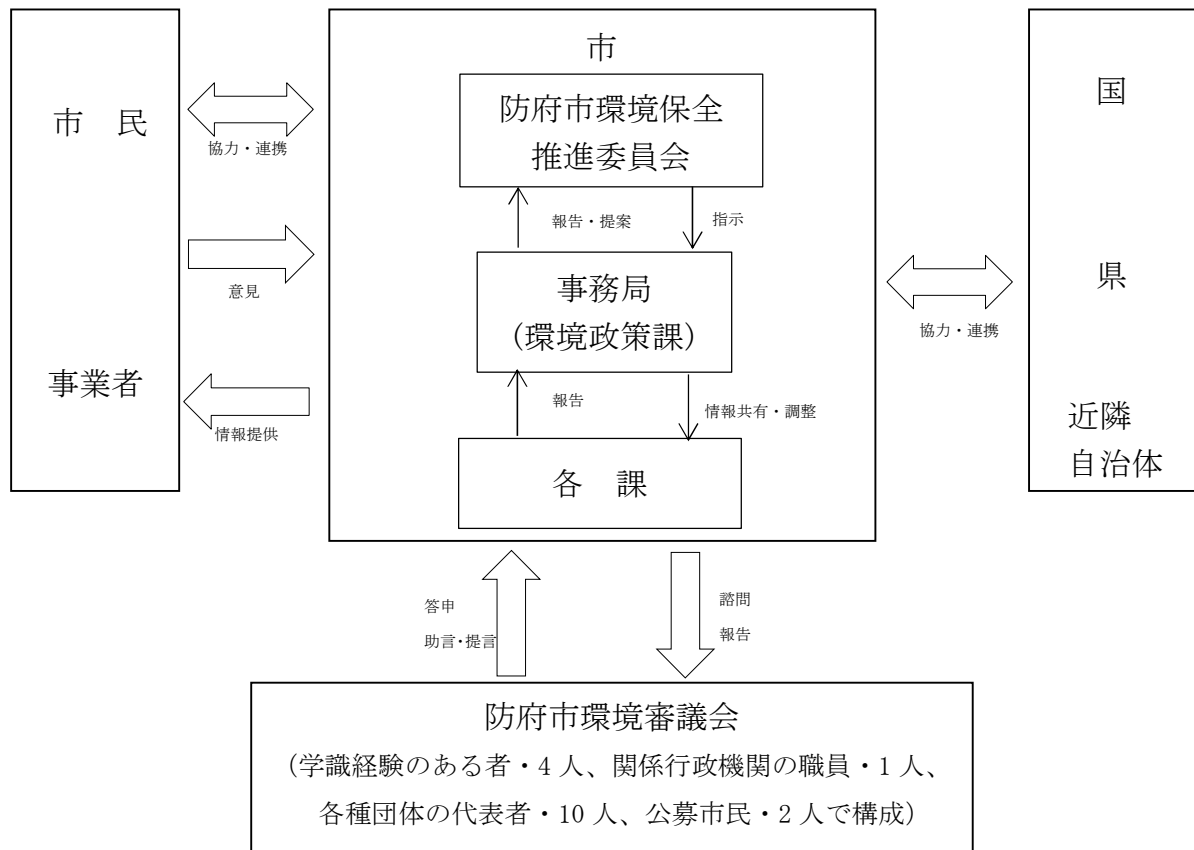
第4章 計画の推進

4-1 計画の進行管理及び公表

(1) 推進体制

本計画に示された環境施策については、市民、事業者、行政が協力・連携しながら、取り組んでいく必要があります。このため、以下のような推進体制を整備し、各主体が互いに連携しながら本計画を推進します。

なお、本計画の策定及び見直しに当たっては、議会へ説明を行います。



防府市環境基本計画 推進体制図

(2) 点検・評価

本計画では、施策が着実に推進されるよう、行政評価を活用して計画の進行管理を行います。

基本目標に掲げた総合的な目標数値並びに各施策に定める進捗管理指標について、調査資料等で数値を把握することにより計画の進捗状況进行评估します。

(3) 公表

評価の結果は毎年度発行する「防府市の環境」において公表するとともに、防府市環境審議会への報告を行い、必要な助言・提言を求めた上で、評価の結果を事業の実施に反映させ、市民の立場に立った行政運営と透明性の確保を図ります。

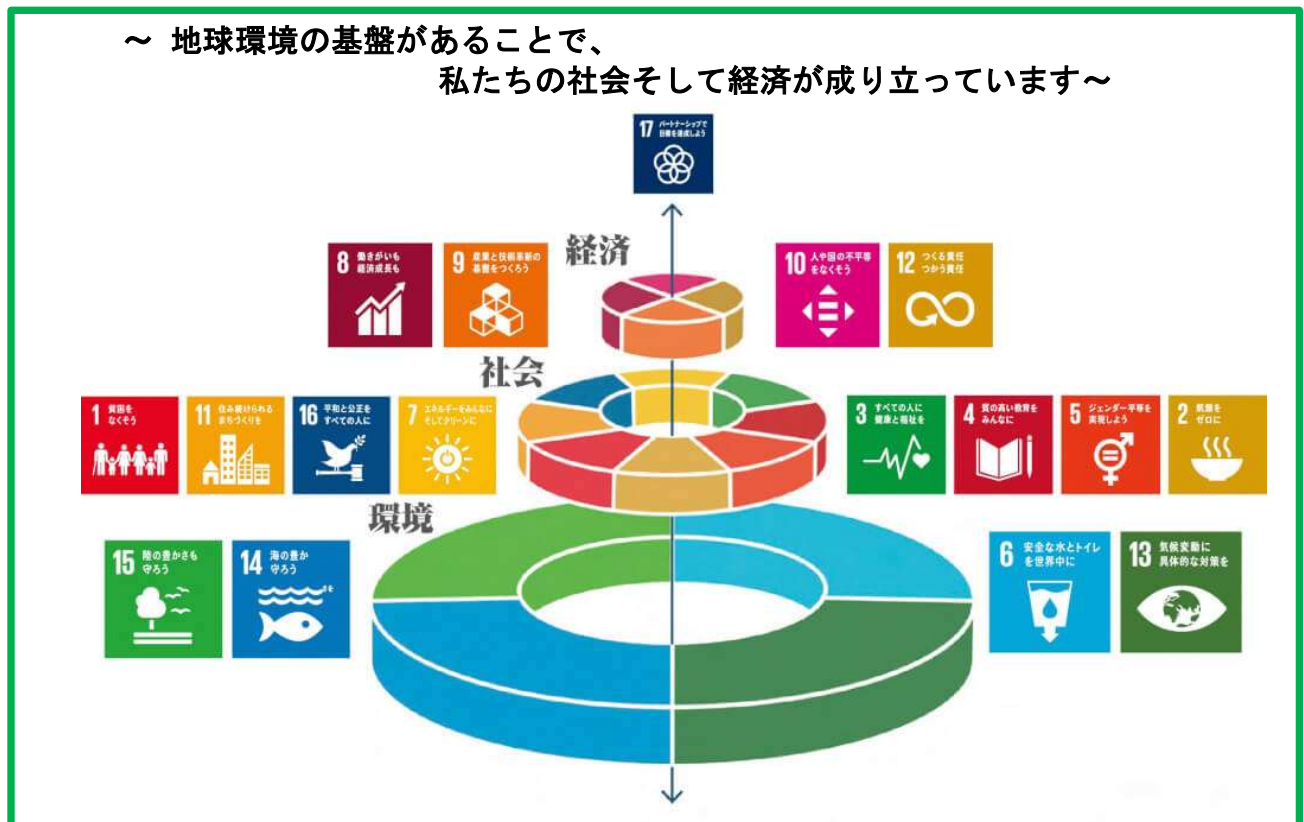
4-2 財政上の措置

本計画の基本目標の達成に向け、各取組を継続的に進めるため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

また、国・県等の支援制度を積極的に活用します。

4-3 国や県、近隣自治体との連携

海域・河川の水質汚染対策や地球環境問題などの本計画の推進だけでは根本的な解決が難しい環境問題に対する取組や、ゴミゼロエミッション、再生可能エネルギー利用など広域的な枠組みにおいて推進する取組、環境教育・環境学習分野における既存資産を活用した取組などに関しては、国や県、近隣自治体と協力・連携し、効果的に推進されるよう努めます。



出典：ストックホルム・レジリエンスセンター

家庭や事業所でできる取組の例と年間CO₂削減量

本計画の最終目標、そして2050年カーボンニュートラルを達成するためには、市民一人ひとり、個々の事業者が日常的に低炭素化につながる行動・活動を意識し、更なる省エネルギーの推進や、二酸化炭素の排出が少ないエネルギーへの転換などに取り組んでいくことが必要です。

ここでは、家庭や事業所でできる取組の例と年間CO₂削減量を掲載しています。掲げている全ての取組例の削減量を合計すると190千t/年になり、これは標準的な学校プールの約250,000杯分の重さに相当します。

様々な取組に市民みんなでチャレンジしていけば、このような大きな削減効果を得られます。いま、すぐ、みんなで、取り組んでいきましょう。「ほっとけないうちらでふせごう温暖化」。

照明

- ・ 不要な照明をこまめに消す¹⁾

CO₂削減量 **5.3kg/台**

※34WのLED照明器具1灯の点灯時間を1日1時間短縮した場合

みんなで頑張ると、年間 **592t** のCO₂削減効果！



- ・ LED等高効率な照明を導入する²⁾

CO₂削減量 **27.2kg/世帯**

※すべての照明がLED等高効率照明に取り換えられると想定して試算されたもの

みんなで選択すると、年間 **443t** のCO₂削減効果！

エアコン・冷蔵庫

- ・ エアコンを賢く使う¹⁾

夏の冷房時の室温は28℃を目安に

CO₂削減量 **14.8kg/台※**

冬の暖房時の室温は20℃を目安に

CO₂削減量 **25.9kg/台※※**

※ 夏：外気温度31℃の時、エアコン（2.2kW）の冷房設定温度を27℃から28℃にした場合

※※ 冬：外気温度6℃の時、エアコン（2.2kW）の暖房設定温度を21℃から20℃にした場合
いずれも使用時間は9時間/日

みんなで頑張ると、年間 2,308t のCO₂削減効果！

- ・省エネ性能の高いエアコンに買い替える²⁾

CO₂削減量 **69.8kg/台**

※平均買い替え年数(13.5年)前の製品から、環境省省エネ製品買換ナビゲーション

「しんきゅうさん」における省エネランキング1位の製品に買い替えたと想定して試算されたもの

みんなで選択すると、年間 2,932t のCO₂削減効果！



- ・省エネ性能の高い冷蔵庫に買い替える²⁾

CO₂削減量 **107.8kg/台**

※平均買い替え年数(12.2年)前の製品から、環境省省エネ製品買換ナビゲーション

「しんきゅうさん」における省エネランキング1位の製品に買い替えたと想定して試算されたもの

みんなで選択すると、年間 5,011t のCO₂削減効果！

水回り

- ・シャワーの時間を短くする¹⁾

CO₂削減量 **28.7kg/人**

※45℃の湯を流す時間を1分間短縮した場合



みんなで頑張ると、年間 3,206t のCO₂削減効果！

- ・暖房便座のフタを閉める¹⁾

CO₂削減量 **17.0kg/台**

※フタを閉めた場合と、開けっぱなしの場合の比較（貯湯式）



みんなで頑張ると、年間 771t のCO₂削減効果！

- ・ 節水シャワーヘッド、節水型トイレへの交換、蛇口への節水アダプタの設置、節水効果の高いドラム式洗濯機の導入等を行う²⁾

CO₂削減量 **128.5kg/世帯**

みんなで選択すると、年間 **7,288t** のCO₂削減効果！



- ・ 高効率給湯器へ更新する²⁾

CO₂削減量 **70.9～525.6kg/台**

※潜熱回収型給湯器 70.9kg/台、ヒートポンプ式給湯器 525.6kg/台、家庭用燃料電池 163.8kg/台

※機器のCO₂削減量の平均値を用いて年間の削減効果を試算。

みんなで選択すると、年間 **14,373t** のCO₂削減効果！

家庭 その他

- ・ 電気ポットを長時間使用しないときはプラグを抜く¹⁾

CO₂削減量 **52.4kg/台**

※電気ポットに満タンの水 2.2L を入れ沸騰させ、1.2L を使用后、6 時間保温状態にした場合と、プラグを抜いて保温しないで再沸騰させた場合の比較



みんなで頑張ると、年間 **2,972t** のCO₂削減効果！

- ・ 炎がなべ底からはみ出さないように調節¹⁾

CO₂削減量 **5.3kg/台**

※水 1L (20℃程度) を沸騰させるとき、強火から中火にした場合 (1 日 3 回)



みんなで頑張ると、年間 **223t** のCO₂削減効果！

- ・ テレビを見ないときは消す¹⁾

CO₂削減量 **12.4kg/台**

※1 日 1 時間テレビ (50V 型) を見る時間を減らした場合



みんなで頑張ると、年間 **1,385t** のCO₂削減効果！

- ・部屋を片付けてから掃除機をかける¹⁾

CO₂削減量 2.7kg/台

※利用する時間を、1日1分短縮した場合

みんなで頑張ると、年間 153t のCO₂削減効果！



移動

- ・ふんわりアクセルを踏む¹⁾

CO₂削減量 194.0kg/台

※5秒間で20km/h程度に加速した場合

みんなで頑張ると、年間 13,997t のCO₂削減効果！

- ・早めのアクセルオフ¹⁾

CO₂削減量 42.0kg/台

みんなで頑張ると、年間 3,030t のCO₂削減効果！

- ・近距離通勤の場合、通勤手段を自動車から自転車・徒歩通勤に見直す²⁾

CO₂削減量 161.6kg/人

※通勤距離5km以下の自動車通勤者が自転車通勤に切り替えた場合を想定して試算されたもの

みんなで頑張ると、年間 4,383t のCO₂削減効果！



- ・テレワークにより、通勤に伴う移動を削減する²⁾

CO₂削減量 840.3kg/人

※ガソリン車での自動車通勤者がテレワークを実施することで、燃料代が削減されることを想定して試算されたもの（通勤距離は片道13kmを想定）

みんなで頑張ると、年間 9,116t のCO₂削減効果！

- ・ 宅配便は一度で受け取る ²⁾

CO₂削減量 **4.5kg/世帯**

みんなで頑張ると、年間 **256t** のCO₂削減効果！

- ・ 自動車購入時に、次世代自動車（FCV、EV、PHEV、HV）を選択する ²⁾

CO₂削減量 **610.3kg/台**

※次世代自動車については28ページ参照

みんなで選択すると、年間 **40,880t** のCO₂削減効果！

ごみ

- ・ マイボトル・マイバッグの利用、分別などにより
容器包装プラスチック等のごみを削減する ²⁾

CO₂削減量 **28.8kg/世帯**



みんなで頑張ると、年間 **1,633t** のCO₂削減効果！

- ・ 環境に配慮したバイオマスプラスチックを使った製品を購入する ²⁾

CO₂削減量 **19.2kg/世帯**

※家庭からの石油由来プラスチックの排出・焼却に伴うCO₂排出量が削減されると想定して
試算されたもの

※バイオマスプラスチックについては36ページ参照

みんなで頑張ると、年間 **1,089t** のCO₂削減効果！

- ・ 買いすぎの防止等により、家庭からの食品ロスを削減する ²⁾

CO₂削減量 **5.4kg/世帯**

※2020年から2030年にかけて食品ロスを約19%削減するとし、削減分の生産、輸送等に伴う
CO₂排出量が削減されると想定して試算されたもの

みんなで頑張ると、年間 **306t** のCO₂削減効果！

住宅



- ・エネルギー消費量を実質ゼロにする ZEH を購入する ²⁾
CO₂削減量 **2551.0kg/世帯**

※一戸当たりの CO₂排出量が 0 になると想定して試算されたもの

※ZEH については 18 ページ参照

みんなで選択すると、年間 **23,291t** の CO₂削減効果！

- ・引っ越しの際に省エネルギー基準を満たした住宅を選択する ²⁾
断熱性能の高い窓ガラスやサッシへの交換等の断熱リフォームを実施する
CO₂削減量 **1130.7kg/戸**

※冷暖房エネルギー消費量が断熱等級 2 相当から断熱等級 4 相当に削減されると想定して試算されたもの

みんなで選択すると、年間 **33,163t** の CO₂削減効果！

- ・太陽光発電設備を設置する ²⁾
CO₂削減量 **919.8kg/世帯**

※3.5kW の太陽光パネルの設置による発電量分の CO₂排出量が削減されると想定して試算されたもの



みんなで選択すると、年間 **13,190t** の CO₂削減効果！

- ・緑のカーテンを設置する ³⁾
CO₂削減量 **130kg/戸**

※夏季 3 ヶ月間、2m×2m の緑のカーテンを
南西及び南東のガラス窓面に設置した場合
※緑のカーテンについては 18 ページ参照



令和 8 年度緑のカーテンコンテストチャンピオン作品

みんなで頑張ると、年間 **4,238t** の CO₂削減効果！

出典： 1) 資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」

2) 環境省「デコ活サイト」

3) 横浜市環境科学研究所「緑のカーテンによる省エネ及び CO₂削減効果の試算」

防府市環境基本計画
(第3次 中間年度 見直し)

令和9年3月

編集発行：防府市生活環境部環境政策課
(〒747-8501 防府市寿町7番1号)